

令和6年度
議会運営委員会
行政視察報告書

1 期 日
令和6年4月22日（月）～4月24日（水）

2 視察先及び調査事項
兵庫県西脇市議会
・議会改革の取組について
・議会報告会について
・市議会だよりの編集について
愛知県岩倉市議会
・市議会サポーター制度について
・議会基本条例の検証について
・市議会だよりの編集について

3 出張者
委員長 藤井 武彦 副委員長 川又 由美恵
委員 西坂 壽 委員 高橋 章哲
委員 御庄 秀樹 委員 藤田 節雄
委員 行元 博 委員 一色 輝雄
委員 武田 功 委員 伊藤 孝司

議長 楠 學 副議長 越智 俊幸

随行職員 曾我部 道昌
随行職員 高橋 千亮

4月22日（月）

特 定 調 査 事 項

兵庫県西脇市議会

1 議会改革の取組について

- （１）これまでの取組について
- （２）成果と今後の課題について

2 議会報告会について

- （１）実施状況について
- （２）具体的な実施方法について
- （３）市民からの意見の取り扱いについて
- （４）成果と今後の課題について

3 市議会だよりの編集について

- （１）市議会だよりの概要について
（発行回数、部数、規格、ページ数等）
- （２）編集方針について
- （３）特色ある紙面づくりについて
- （４）今後の課題について

兵庫県西脇市議会

R6. 4. 22 (月)



西条市議会 議会運営委員会 様

～ようこそ西脇市へ～

西 脇 市 議 会





西脇市の概要①

市制施行 平成17年10月1日 【1市1町合併（西脇市、黒田庄町）】

人口 37, 978人（R6.4.1現在）

《45, 976人(H17.10.1合併時)》

世帯数 17, 233世帯（R6.4.1現在）

《15, 822世帯(H17.10.1合併時)》

面積 132. 44km²

位置 兵庫県のほぼ中央部、東経135度と北緯35度が交差する「日本列島の中心・日本のへそ」に位置する。



西脇市の概要②

地場産業

・播州織



国内先染織物の70%以上のシェアを占め、その独特の製法により、自然な風合い、豊かな色彩、素晴らしい肌触りの生地に仕上がり、シャツやハンカチなど様々な製品に加工されています。

※「先染織物」…糸を先に染め、染め上った糸で柄を織る手法

・播州毛鉤



わずか1cm足らずの鉤に、数種類の鳥の羽根を絹糸で巻き、金箔・うるしなどを用い、虫に似せた生き物に作りあげる。全国の総生産量の約90%を占める。

西脇市の概要③

特産品

黒田庄和牛



ほとんどが
神戸ビーフ
として出荷

山田錦



酒造好適米と
して全国に出
荷。R2年に
酒蔵も復活！

金ゴマ



播州ラーメン



女性に人気の
甘いラーメン

いちご

兵庫県内上位の
生産量



西脇市議会の概要①



議員定数：16人

現員数：16人

議員報酬：

【議員報酬】

議長	465,000円／月
副議長	408,000円／月
議員	370,000円／月

【期末手当】

6月	12月	加算率
225／100	225／100	15／100

ココに注目！

政務活動費：一人あたり**年額**44,500円（会派または議員に交付）

➡収支報告書、領収書はホームページに掲載

西脇市議会の概要②

委員会構成

委員会名	実数(定数)	備 考
議会運営委員会	6人(6人)	
総務産業常任委員会	8人(8人)	
文教民生常任委員会	8人(8人)	
予算常任委員会	15人(15人)	議長を除く
決算特別委員会	14人(14人)	議長、監査委員を除く
広報広聴特別委員会	8人(8人)	

これまでの改革の概要

**契機：平成20年2月29日議員定数削減の陳情書が
提出される！（議員定数20人→16人へ削減を求める。）**

→平成20年6月24日議員定数調査特別委員会設置

→平成20年9月19日議会改革特別委員会設置

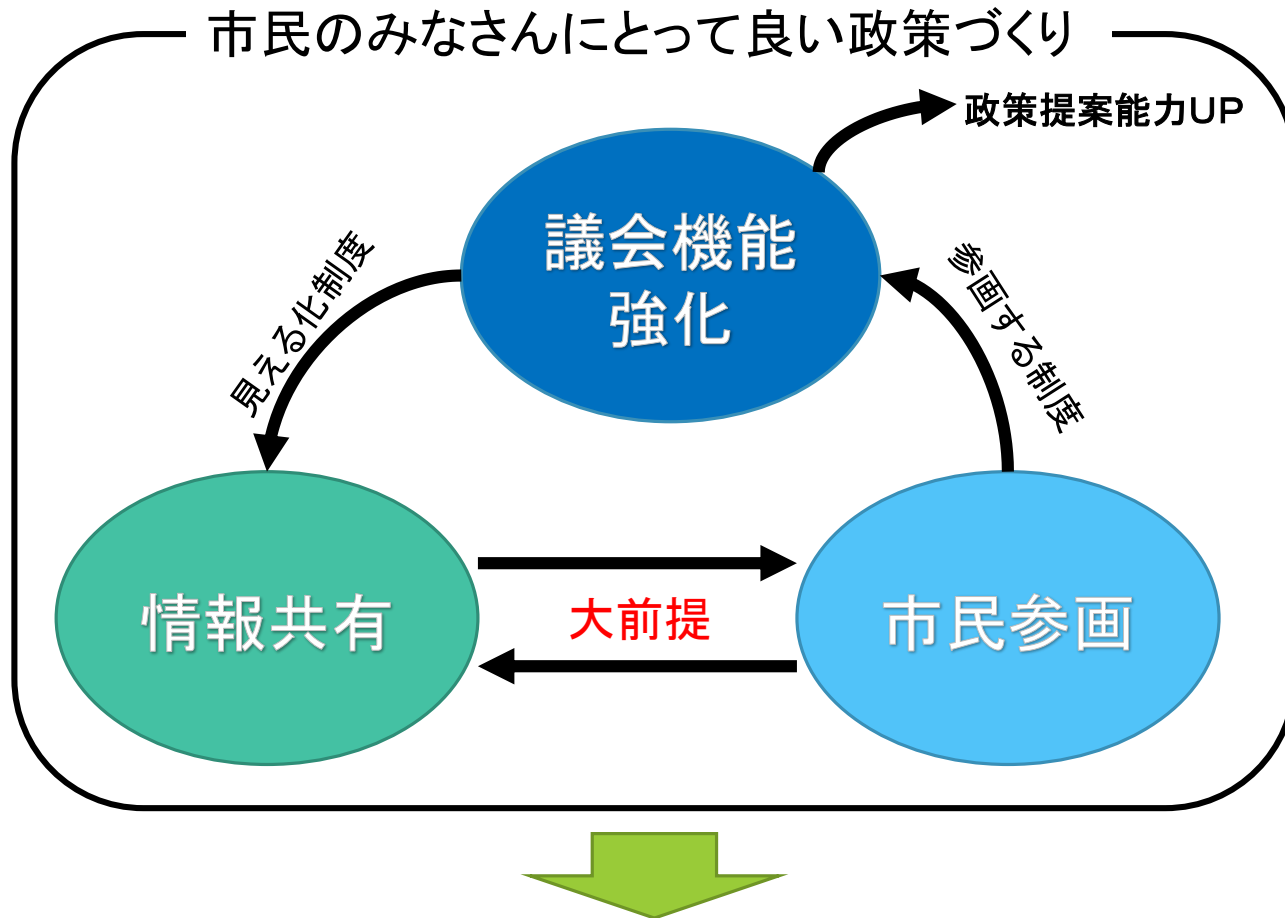
平成24年12月 西脇市議会基本条例制定

→平成30年8月31日議員定数調査特別委員会設置

令和 2年 1月 議員定数を考えるシンポジウム開催

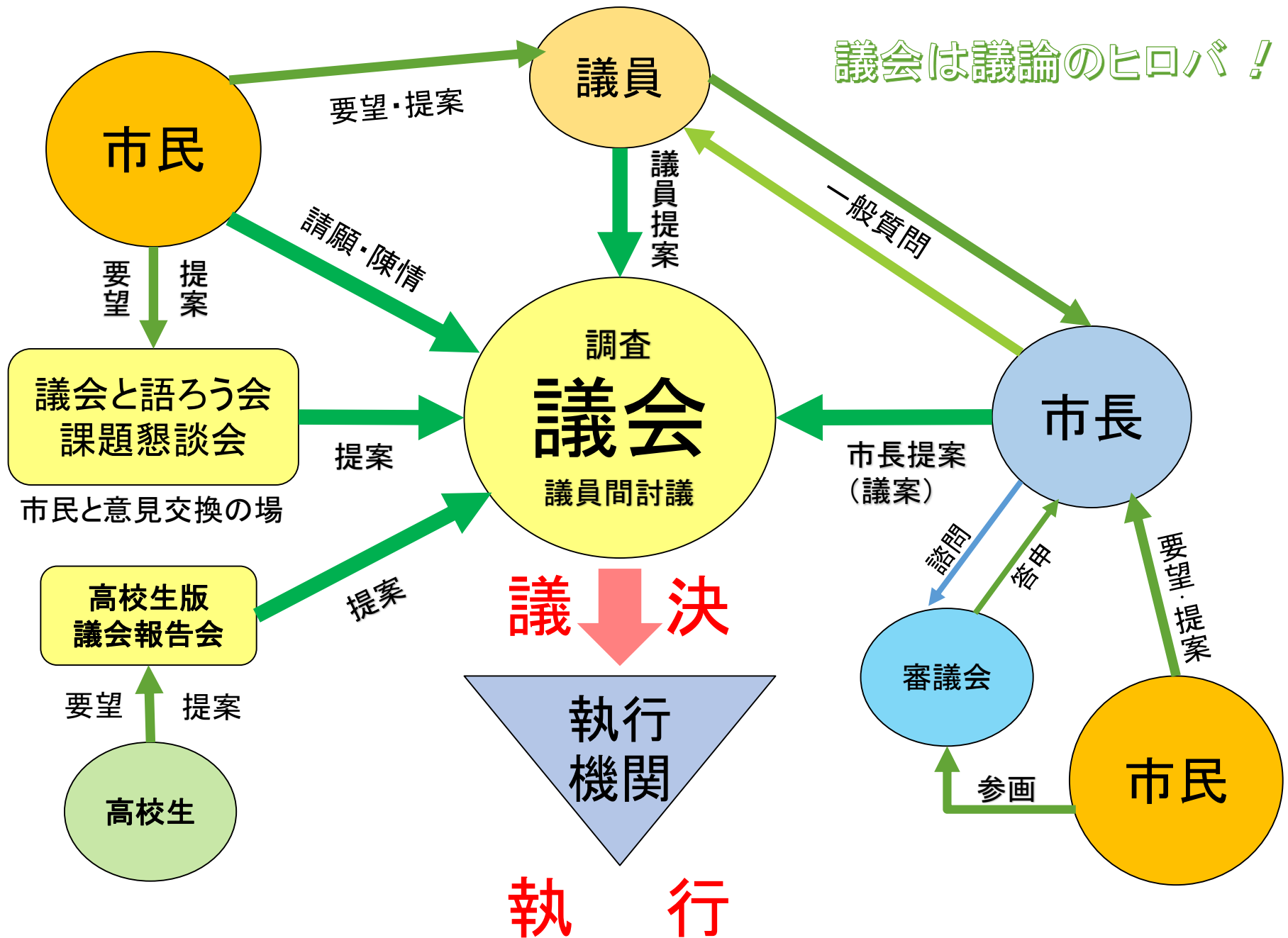
現在は議会運営委員会で議会改革全般を統括

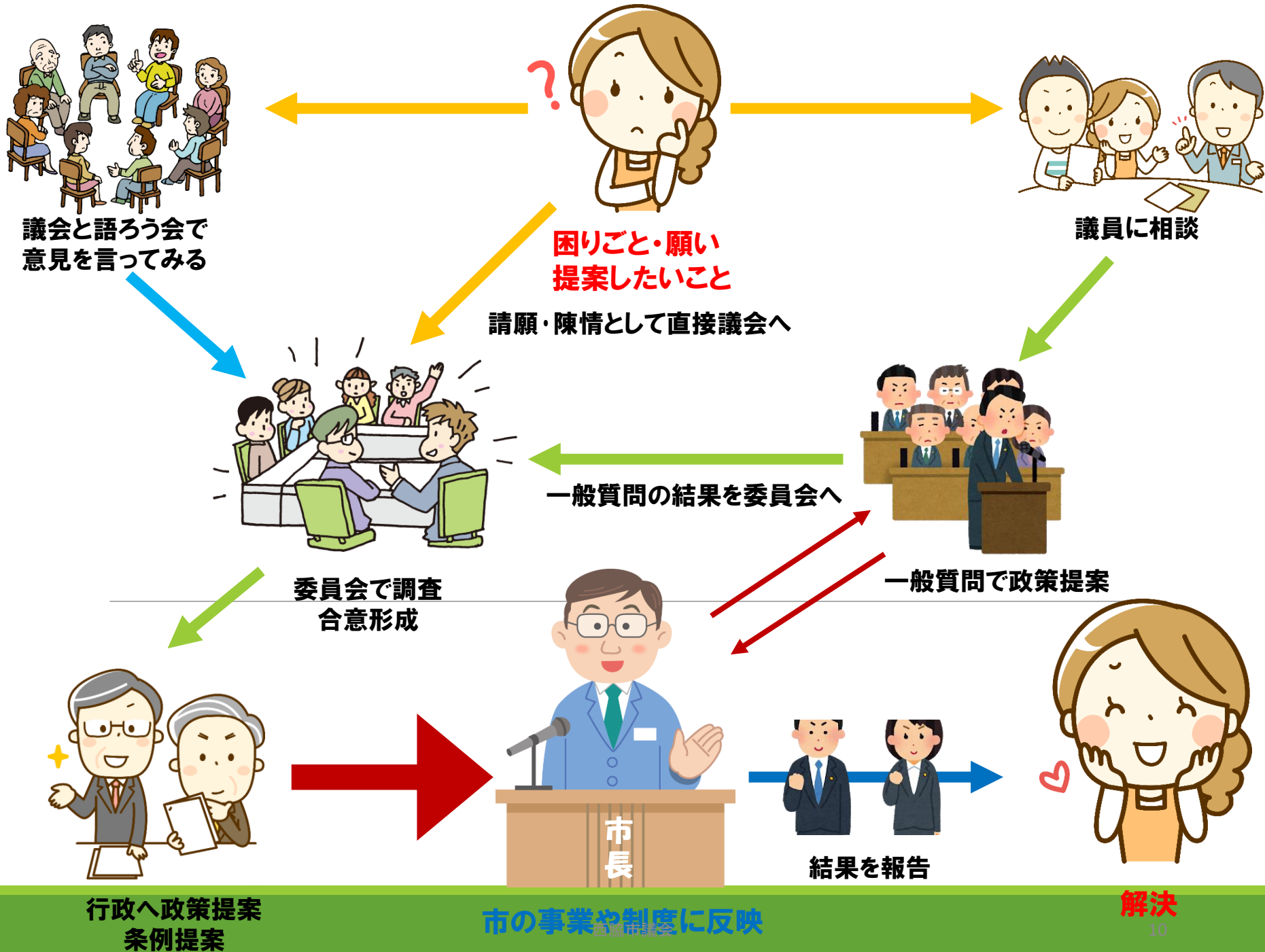
西脇市議会の目指す議会改革



これを西脇市議会では次図のように体系化しています！

議会は議論のヒロバ！





①情報公開

■ 会議録のインターネット公開（平成14年～）

平成8年旧西脇市会議録より

公式の会議全てが対象

（本会議・全ての委員会・議員協議会）

■ 会議のインターネット中継・録画配信

議会中継（平成14年5月～）

録画映像（平成22年12月～）

委員会中継（平成27年9月～）

公式の会議全てが対象

スマホ対応済（平成27年9月～）

①情報公開

■インターネット中継視聴者数

令和6年3月定例会

02/26(月)	議員協議会	308
	第100回市議会定例会第1日	
03/01(金)	議会運営委員会	29
03/04(月)	議員協議会	598
	第100回市議会定例会第2日	
03/06(水)	文教民生常任委員会	565
03/07(木)	総務産業常任委員会	270
03/11(月)	予算常任委員会	1,390
03/12(火)	予算常任委員会	1,754
03/13(水)	予算常任委員会	457
03/14(木)	予算常任委員会	684
03/25(月)	議員協議会	977
	第100回市議会定例会第3日	
03/26(火)	第100回市議会定例会第4日	825
03/28(日)	議会運営委員会	116

①情報公開

■委員会インターネット中継実施に至る経緯

議会改革の一環として検討を開始

- ・インターネットが見れない、不慣れな人への対応
- ・委員会は予期できない事態が生じる可能性がある
- ・開かれた議会を目指す
- ・議会基本条例に基づき、積極的に情報公開すべき
- ・弊害を考えてとどまるのではなく、良いと思うものは進めるべき。進める中で弊害に対応。

➡委員会インターネット中継実施を決定(平成27年9月～)

①情報公開

■インターネット中継

【不穏当発言について】

ライブ中継ではそのまま配信することとなる。

録画映像では該当部分を消音する加工を行っている。

【対応職員について】

システム操作は事務局職員1人で行っている。

【メリット・デメリット】

- 開かれた議会として市民の信頼につながる
- 議員の資質向上
- × 本音が言いにくく活発な議論の妨げとなる

①情報公開

■オンライン予算広聴会

◆概要

新年度事業について市民から意見を聴取し、予算審査の参考とする取組（令和3年度から令和4年度まで実施）

- ・開催時期は、3月定例会期中の予算常任委員会前
- ・案件は、新年度事業の中から各委員会で選定
- ・案件ごとに事業説明シートを作成。ホームページ等に掲載し、参加者を募集する。
- ・出席者は、常任委員会の正副委員長を基本とする。
- ・定員10人程度に対し、参加者は令和3年度1人、4年度1人

①情報公開

■オンライン予算広聴会

◆課題

- ・予算書配布から実施に至るまでの期間が短く、準備・周知ともに十分な時間をかけることができず、参加者の確保が難しい。
- ・予算審査の参考となる意見が少ない。
→令和5年度以降は実施しない



■YouTubeの活用

現在は活用していないが、活用について検討予定

①情報公開

■会議室開放について

- ◆市議会をより身近に感じてもらうため、夏季休業期間中の生徒や学生に、会議室を自主学習スペースとして開放
- ◆対 象：中学生以上の生徒、学生
定 員：20人
利用方法：入室前に議会事務局へ利用の旨を申し出
- ◆周知方法
議会だより、ホームページ、フェイスブック、防災行政無線等
- ◆利用者数(延べ人数)
令和3年度 36人、令和4年度 15人、令和5年度 9人
- ◆課題
利用者が年々減少している。R6年度から高校生議会開催予定のため、高校生を中心に周知を実施する等により利用者増につなげる。

①情報公開

■市議会ホームページの充実

あらゆる議会に関する情報は積極的にHPで公開！



- ・ 定例会情報・提出議案・議案資料・議会活動状況
 - ・ 請願陳情・議会報告会・課題懇談会（一般会議）
 - ・ 文書質問・視察研修報告・委員会報告・議会だより
 - ・ 議会基本条例・政務活動費・議長交際費・行政視察資料
- その他

議会だより



議会だより

西脇市



80
西脇市立80周年

特集 新年度予算を慎重にチェック！

特別委員会（総務委員会）



特別委員会（健康福祉委員会）



特別委員会（環境委員会）



特別委員会（産業経済委員会）



特別委員会（総務委員会）



特別委員会（外務関係委員会）



【西脇市議会の概要は28ページに掲載】



議会だよりは
このコードから
ご覧いただけます。

新年度予算をチェック
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁



議会だより

西脇市



79
西脇市立79周年

特集 第20回議会と若ろう会を開催

じばさん議会



特別委員会（教育委員会）



じばさん議会



行政視察（多可町）



増資促進プロジェクト



行政視察（戸田町）



【西脇市議会の概要は28ページに掲載】



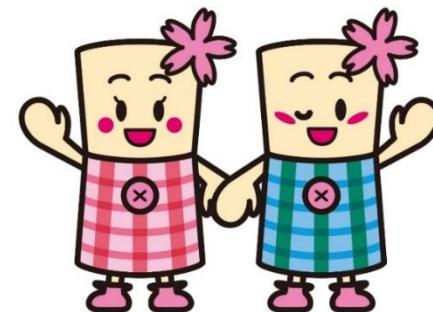
議会だよりは
このコードから
ご覧いただけます。

第20回議会と若ろう会を開催
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁
市長の報告と答弁

議会だより

■概要

- ◆ 発行回数及び発行部数
年4回 1回当たり 16,200部
- ◆ 規格・ページ数
A4版 横書き(平成30年5月から)
20ページ程度(記事内容によって±2~4ページ)
全ページフルカラーまたは二色刷り
- ◆ 予算
令和6年度 2,396,000円
(1ページ1,680円×20ページ×4回×16,200部)
- ◆ 配布方法
印刷会社 ➡ シルバー人材センター ➡ 各自治会
➡ 各家庭



議会だより

■編集作業スケジュール

①定例会中

- ・議会だより前号の反省
- ・次号掲載内容(通常記事、特集記事)の協議
- ・必要ページ数、ページ担当の割振
- ・原稿締切等スケジュールの確認

②定例会終了2日～3日後

- ・議員は原稿をデータで事務局へ提出

③定例会翌月10日前後までに

- ・原稿完成、協議会を開催し原稿読み合わせ

④業者から原稿(第1稿)が届き次第

- ・広報広聴特別委員会委員及び議長確認

⑤定例会翌月20日前後

- ・第2稿を最終確認後、業者へ発注依頼

議会だより

■事務局の役割

- ・原稿データのとりまとめ、読み合わせ原稿の作成
- ・業者との調整
- ・一般質問の答弁原稿作成

■その他

- ・印刷業者への入稿は、データ(USB)で行う
 - ・企画、構成等は広報広聴特別委員会において決定
 - ・デザイン、配色等はおおまかな内容を印刷業者に依頼
 - ・市民の写真等を掲載する場合は必ず許可を得る
 - ・市広報とは表紙写真の重複を避ける等の調整
 - ・取材は広報広聴特別委員会委員が手分けして実施
- ➡配色、構成、企画等は議会だよりモニターの意見を参考

議会だよりモニター

■導入理由

議会が行う広報・広聴活動の基となる議会だよりの企画、編集等に対する市民の意見や要望を聴取し、議会だよりの一層の充実を図るため

■モニター年齢構成等

令和5年度：8人

年齢	男	女
30代	1人	
40代	1人	2人
50代	1人	1人
60代以上	1人	1人

令和6年度：8人

年齢	男	女
30代		2人
40代	1人	2人
50代	3人	

議会だよりモニター

■意見の一部

- 表紙写真は議員の活動をPRできるものに
- 色づかいを全体的に暖色系に
- 字数が多く字が小さい。ポイントを絞り要点を分かりやすく
- 固定記事は毎号いつも同じページにあると見やすい
- 議会だよりに出てくる用語解説があれば理解しやすい

➡改善を行い、より充実した議会だよりへ



②議会報告会～議会と語ろう会～

■開催状況

- ◆平成22年5月に第1回を開催(地区単位:8地区)
- ◆平成27年11月(第11回)から令和4年11月(第20回)まで
町・町内会・自治会単位で開催(毎年5月・11月実施、年間40会場以上、2年で全80自治会において実施)
- ◆令和5年度から自治会以外にも、女性会、PTA、消防団、子育て世代等の各種団体を対象に加えて実施
(通年開催、年間20自治会＋各種団体)

参加者数は
行政視察時資料39ページ
をご覧ください



②議会報告会～議会と語ろう会～

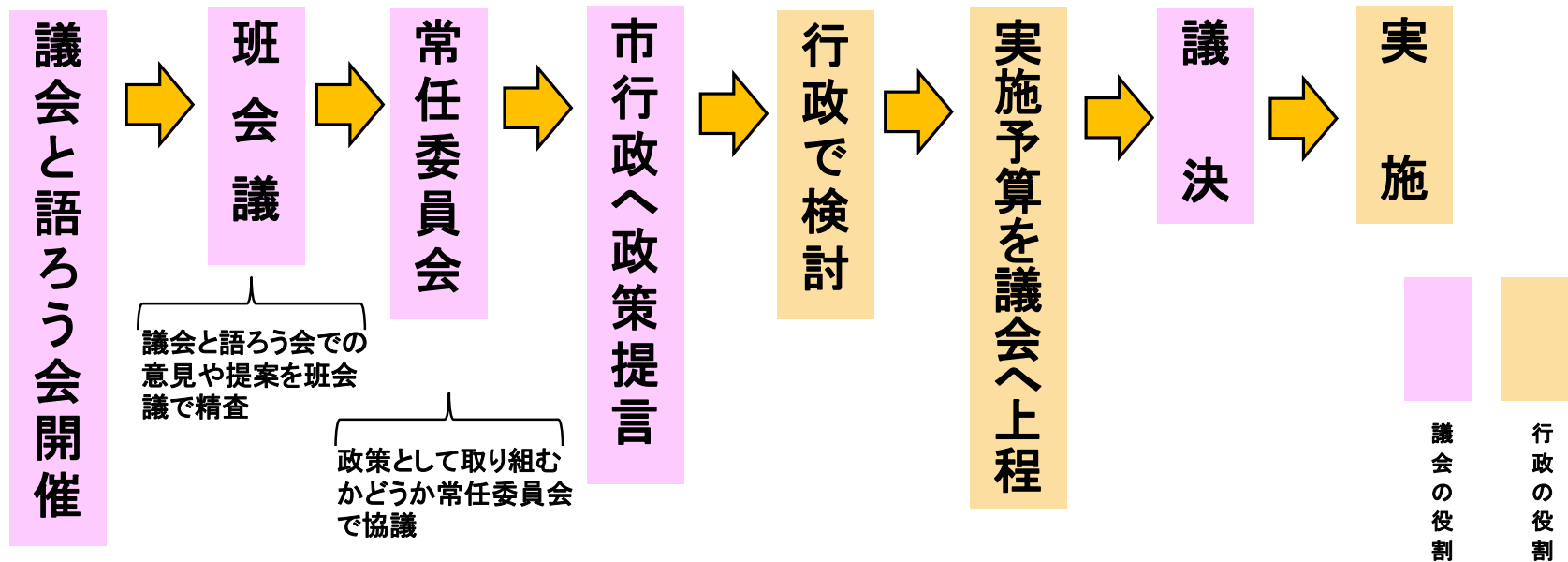
■運営方法

- ◆議長を除く15人の議員が5班に分かれ、各班3人の議員が1会場を担当(事務局職員は出席しない)
- ◆2部構成 第1部:定例会の内容を議員が報告
第2部:共通テーマについて、市民と意見交換
- ◆意見交換は3グループ程度に分かれ、ワークショップ方式で行う。議員1人が1グループを担当し、ファシリテーターを務める。
- ◆各グループごとに発表し、参加者内で出た意見を共有

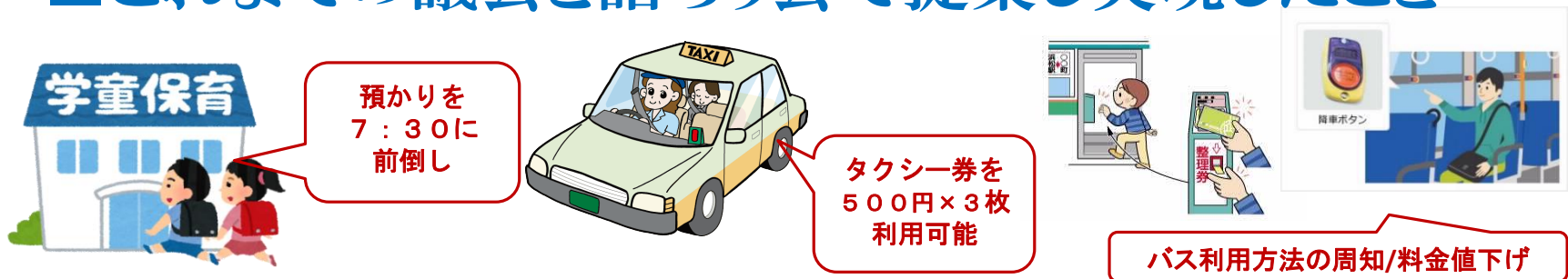


②議会報告会～議会と語ろう会～

■政策提言までの流れ



■これまでの議会と語ろう会で提案し実現したこと



②議会報告会～議会と語ろう会～

■これまでの課題

- ◆開催に対して負担を感じる自治会が顕在化
- ◆参加者の多くが自治会役員であり、おおむね男性や特定の世代で占められている。他の世代や団体、女性の声等を聴く必要がある。
- ◆企業誘致、買い物、移動手段等の類似的な意見や、世間話が中心となっている。
- ◆開催から常任委員会までの時間が非常にタイトであるため時間をかけて調査できず、負担が大きい割には政策提言になかなかつながらない。
- ◆連日夜遅くまでの実施となるため、議員の負担が大きい。

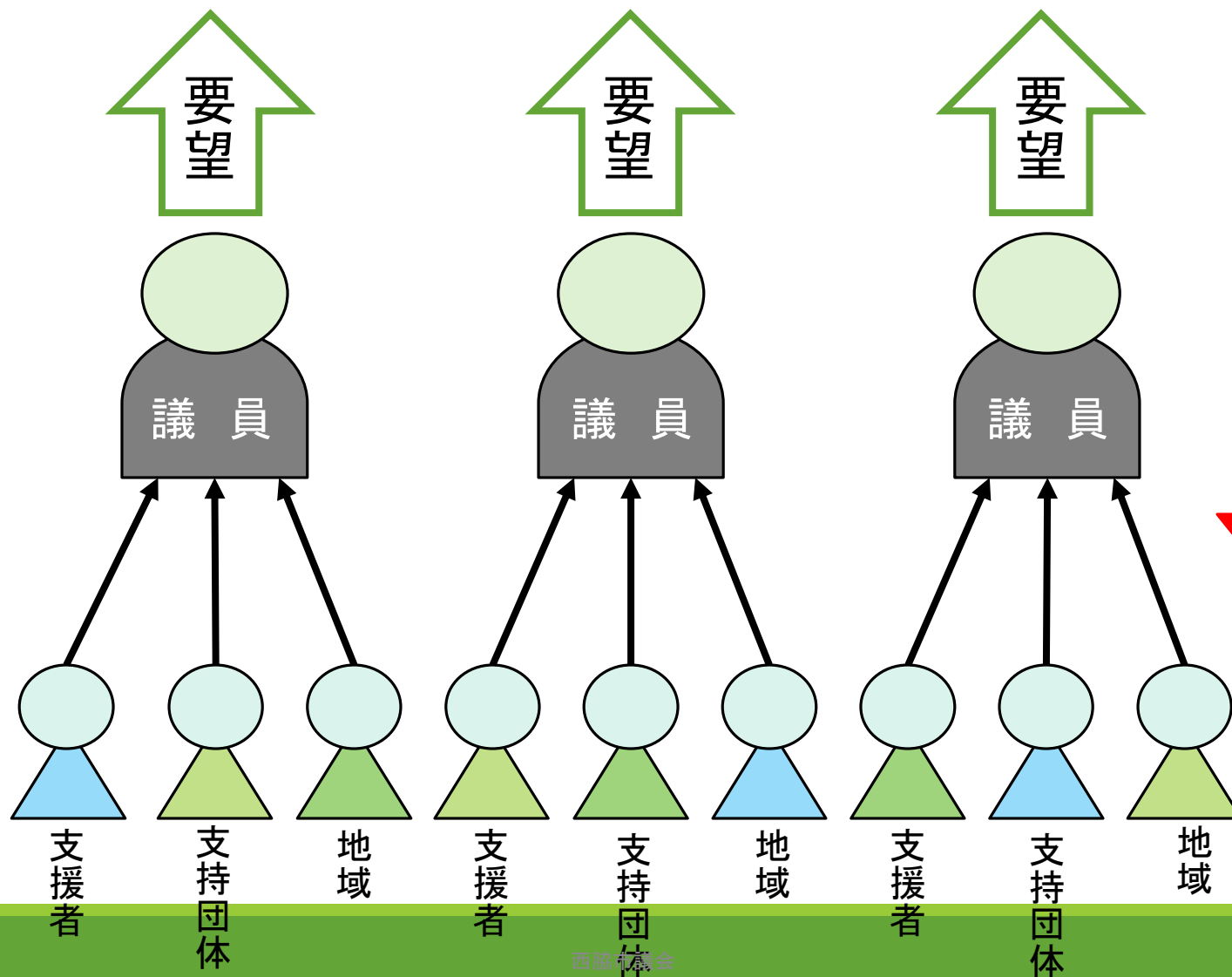
➡令和5年度以降の見直しにより課題解消へ

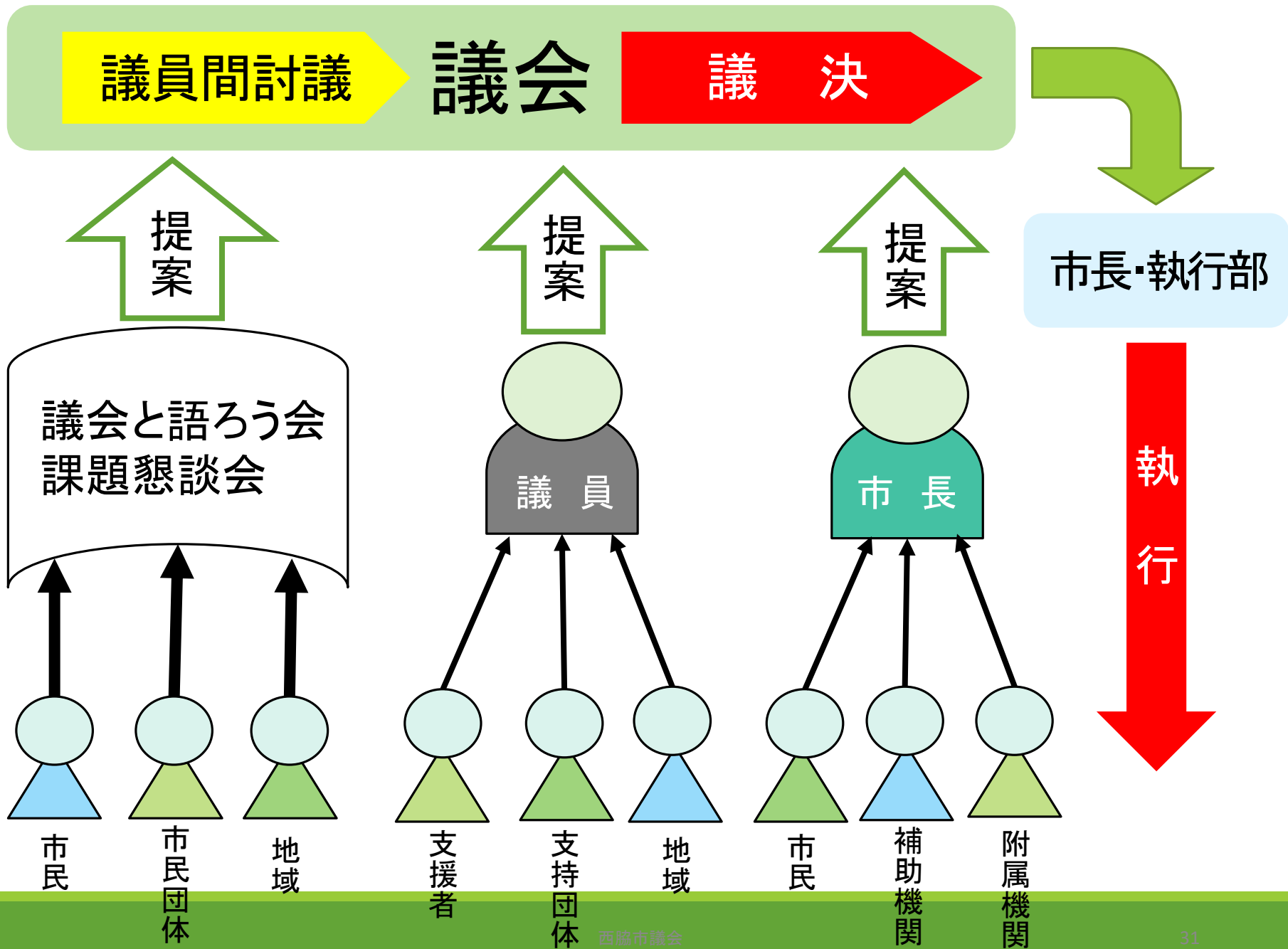
②議会報告会～議会と語ろう会～

■その他

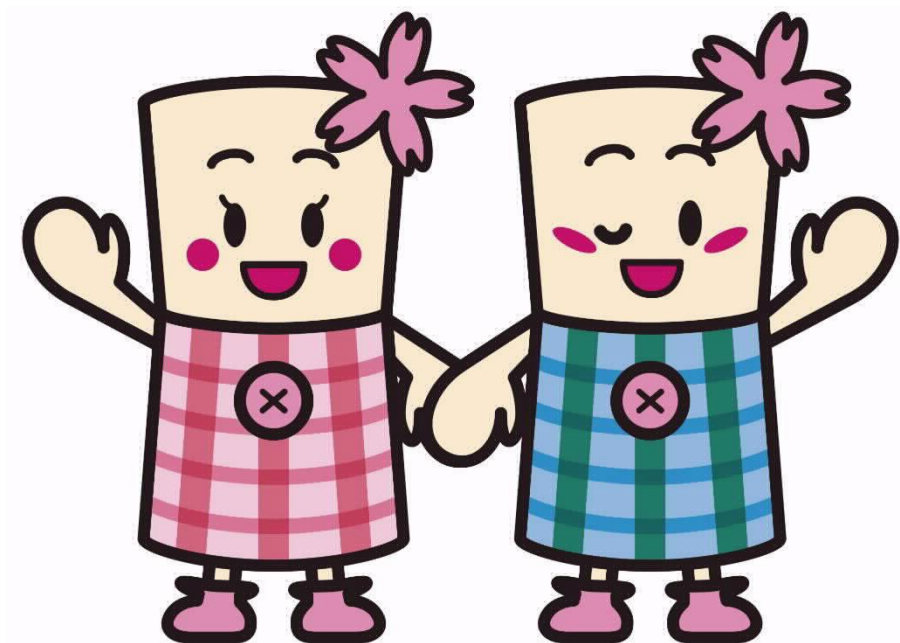
- ◆周知は、議会だより、ホームページ、フェイスブック等により行うほか、各班長が自治会長等へ開催依頼文とともに回覧チラシを持参し、協力依頼する。
- ◆共通テーマは広報広聴特別委員会で決定する。
(どのような意見が出ても良いように、幅広いテーマを設定)
- ◆班員、担当自治会等の決定は広報広聴特別委員会が行う。
(議員歴、所属委員会を考慮。自治会はランダム)
- ◆報告書は作成しない。(議会だよりに都度掲載)
- ◆事務局は消耗品、機材(プロジェクターなど)の準備を行うのみ。

市長・執行部





ご清聴
ありがとうございました



4月23日（火）

特 定 調 査 事 項

愛知県岩倉市議会

1 市議会サポーター制度について

- （１）制度の概要について
- （２）具体的な活動内容と活動実績について
- （３）サポーターとの意見交換会について
- （４）サポーターから寄せられた意見の取り扱いについて
- （５）成果と今後の課題について

2 議会基本条例の検証について

- （１）これまでの評価・検証状況について
- （２）具体的な評価・検証方法について
- （３）成果と今後の見直しについて

3 市議会だよりの編集について

- （１）市議会だよりの概要について
(発行回数、部数、規格、ページ数等)
- （２）編集方針について
- （３）特色ある紙面づくりについて
- （４）今後の課題について

愛知県岩倉市議会

R6. 4. 23 (火)



令和5年度
行政視察資料

岩倉市議会

<目次>

議会基本条例

岩倉市議会における議会基本条例の取組について	1
議会改革に関する活動状況	2
岩倉市議会基本条例逐条解説	6

岩倉市議会ふれあいトーク

岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱	19
議会報告会 ちらし	22
ホームページを活用した意見募集 ちらし等	23

令和4年度に実施した意見募集について



ふれあいトーク（議会報告会及び意見交換会）の実績	26
ふれあいトーク実例紹介	28

令和4年度ふれあいトークの記録



岩倉市議会規則等

岩倉市議会傍聴規則	32
岩倉市議会文書質問取扱要綱	33
岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱	37

岩倉市議会サポーター制度

岩倉市議会サポーター制度に関する資料	39
--------------------	----

市議会サポーターの声



議会基本条例検証特別委員会による検証結果

議会基本条例検証結果	
------------	--



岩倉市議会における議会基本条例の取組について

岩倉市議会は、地方自治の本旨である「団体自治」と「住民自治」に基づき、住民福祉の向上と市政の絶えまない発展に努めてきました。

市政制定以来、長年にわたる議会改革の取組・議会内での取決めに「岩倉市議会慣例及び実例集」等で明文化することにより透明性の確保に努めてきましたが、近年の地方分権の進展に伴い、地方議会のあり方が大きく問われていることを背景として、こども議会の開催、議員定数削減条例の制定などにも取り組んできました。

こうした流れの中、平成 22 年 5 月臨時会において、議会基本条例策定・議会改革特別委員会が設置されました。

以来、当該委員会では、議長から示された議会基本条例の年度内策定を目標に調査研究と具体的検討を積み重ねました。

<特別委員会の取組>

- 委員会の会議数・・・21 回
- 先進地視察・・・徳島県小松島市、神奈川県湯河原町、静岡県菊川市、
静岡県島田市、東京都多摩市
- 意見交換・・・市三役、市職員主幹以上の管理職員
- 講演会・・・四日市大学・松井真理子教授

「議会基本条例の充実に向けて～住民と議会の視点から」

市三役、市管理職職員、市民、議員、62 人が傍聴

- 例規審査・・・委員が説明者となり、例規審査委員と協議
- パブリックコメント・・・2 月 1 日から 14 日の間、4 人、31 件の意見
- 議会関連の条例、規則、規程、要綱、要領及び申し合わせ事項を見直し、条例 3 件、規則 2 件及び申し合わせ事項 5 件の一部改正をしました。

こうした取組の結果、平成 23 年 3 月 2 日開催の 3 月定例会において、議員全員賛成により「岩倉市議会基本条例」が原案可決され、3 月 7 日公布、5 月 1 日施行となりました。

平成 23 年 5 月からは、議員 15 人全員で構成する議会改革特別委員会において、この基本条例に基づく自主的な改革を進め、議会が担うべき様々な機能の充実に努めております。

議会改革に関する活動状況

令和5年4月1日現在

(議会改革特別委員会 H23:21回,H24:20回,H25:14回,H26:14回,H27:5回)

(議会基本条例推進協議会 H27:6回,H28:9回,H29:11回,H30:13回,R1:11回,R2:12回,R3:12回,R4:12回)

条例、規則等に関すること

新規制定	H23.08.01	議会報告会実施要綱を制定した。
	H24.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例を制定した(既存の倫理要綱を見直し)。
	H24.03.11	岩倉市議会における災害発生時等の活動要綱を制定した。
	H24.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例施行規則を制定した。
	H24.09.01	岩倉市議会図書室規程を制定した。
	H26.10.07	岩倉市議会全員協議会、総務・産業建設常任委員会協議会及び厚生・文教常任委員会協議会の運営に関する要綱を制定した。
	H27.04.01	岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱を制定した。
	H30.02.01	岩倉市議会における公聴会の開催及び参考人の招致に関する要綱を制定した。
	H30.04.01	岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱を制定した。
	H30.09.01	岩倉市議会文書質問取扱要綱を制定した。
	R2.08.26	岩倉市議会議員防災服等貸与規定を制定した。
	R3.04.01	岩倉市議会動画のインターネット配信に関する要綱を制定した。
	R3.04.01	岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱を制定した。
	R3.05.01	岩倉市議会BCP(業務継続計画)を制定した。
一部改正、 検証及び見直し	H24.01.27	議会基本条例を検証した(以降毎年度実施)。
	H24.04.01	地方自治法改正に伴い、議会基本条例第15条を一部改正し、新たに第19条(議員報酬)を加えた。
	H24.12.20	市議会だより編集方針を改正した。
	H25.03.01	地方自治法改正に伴い、議会基本条例第9条(政務活動費)を一部改正した。
	H25.03.05	代表質問を市政上の論点及び争点を明確にするため、議会基本条例第21条を一部改正し、総括方式を一問一答の方式とした。
	H26.03.25	市議会だより編集方針を改正した。
	H26.04.01	議会報告会実施要綱実施要綱を改正し、議会報告会及び意見交換会実施要綱とした。
	H26.06.01	岩倉市議会委員会条例を一部改正した(傍聴規則の全部改正に伴う関連条文の削除及び字句の整理)。
	H26.06.01	岩倉市議会傍聴規則を全部改正した(傍聴人の事前手続の廃止、撮影等を自由化、資料の提供等)。
	H26.06.01	岩倉市議会会議規則を一部改正した(実情に沿った改正及び字句の整理)。
	H26.10.07	岩倉市議会会議規則を一部改正した(全員協議会等の法制化)。
	H27.04.01	岩倉市議会基本条例を一部改正した(議会への資料提出)。 岩倉市議会委員会条例を一部改正した(機構改革、委員会名の変更等)。
	H27.05.01	岩倉市議会会議規則を一部改正した(請願の採択方法を細分化)。
	H27.08.26	公聴会・参考人招致の要綱の研究を行った。 請願・陳情の方法について、ホームページ上での掲載改善に向け研究及び検討を行った。 傍聴者数増に向け、議員が各検討班に分かれて研究を行った。
	H28.05.10	岩倉市議会委員会条例を一部改正した(議長は常任委員会から除く)。
	H29.02.27	岩倉市議会会議規則を一部改正した(公共施設再配置検討協議会の設置)。
	H29.05.09	岩倉市議会委員会条例を一部改正した(委員長・副委員長の辞任は委員長の他に、議長の許可でも認める)。
	H29.05.09	岩倉市議会会議規則を一部改正した(本会議での質疑は、同一議員につき同一質疑内容について上限2→3回)。
	H30.04.01	岩倉市議会基本条例を一部改正した(岩倉市議会サポーターの設置)。

H30.03.26	岩倉市議会会議規則を一部改正した(財務常任委員会協議会の設置)。
H30.10.04	岩倉市議会基本条例を一部改正した(委員会代表質問)。
H31.03.27	岩倉市議会基本条例を一部改正した(議会事務局の機能強化)。
R2.04.01	岩倉市議会委員会条例を一部改正した(組織機構の変更に伴うもの)。
R3.04.01	岩倉市議会議員政治倫理条例施行規則を一部改正した(押印廃止に伴うもの)。
R3.04.01	岩倉市議会図書室規程を一部改正した(押印廃止に伴うもの)。
R3.04.01	岩倉市市議会議員防災服等貸与規定を一部改正した(押印廃止に伴うもの)。
R3.05.11	岩倉市議会会議規則を一部改正した(欠席事由の拡大)。
R3.06.01	「議会報告会及び意見交換会実施要綱」を改正し、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」とした。(記録書の作成等明記)。
R3.06.23	岩倉市議会会議規則を一部改正した(執行機関の会議の名称変更に合わせて、協議会の取扱事項を改めるもの)。

議会運営に関すること

本会議	H23.09.01	本会議の議案質疑を一問 一答方式とした。
	H30.10.04	常任委員会を代表する議員は委員会を代表し、委員会代表質問を行うことができるものとした。
委員会	H23.05.18	議員全員による、議会改革特別委員会を設置した。
	H24.12.05	議員全員による、自治基本条例審査特別委員会を設置した。
	H25.03.04	議員全員による、予算常任委員会を設置した。
	H25.06.25	議員全員による、デマンド交通事業特別委員会を設置した。
	H26.09.04	議員全員による、市民参加条例検討特別委員会を設置した。
	H27.03.25	議員全員による、財務常任委員会を設置した。
	R2.03.05	議員全員による、第5次総合計画検討特別委員会を設置した。
	R2.05.14	新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置した。
	R3.03.04	第5次総合計画審査特別委員会を設置した。
申入れ等	H23.07.11	当局に事務局強化の申入れを行った。
	H23.12.28	当局に「住宅リフォーム等助成制度」の、政策提案を行った。
	H24.02.06	議会報告会等で出された桜まつりについての市民の意見に基づいて、総務・産業建設常任委員会及び議会改革特別委員会で協議し、当局等に申し入れた。
	H27.03.25	当局に事務局の人事に関して要望した。
	R2.04.03	新型コロナウイルス感染症対策に関する議員の意見を集約し、要望及び意見書として、当局に申し入れた。
	R2.04.27	新型コロナウイルス感染症対策に関する議員の意見を集約し、当局に要望した。
	R2.06.11	新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校給食費負担軽減及び小中学校における清掃・消毒作業の外部委託について、当局に要望した。
	R2.06.22	避難所における感染防止対策の強化等について、当局に要望した。

政策提言に関すること

総務・産業建設常任委員会	H30.01.23	当局に対して、「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例(案)」の、政策提言を行った。
	H31.03.20	当局に対して、「現状に見合った岩倉の都市近郊型農業の方向性(ビジョン)または考え方(基本計画)を示すこと」を要望した。
	R3.03.30	当局に対して、「放置自転車対策事業」について、政策提言を行った。
厚生・文教常任委員会	H29.04.19	当局に対して、「健康(幸)都市いわくら」の宣言について、政策提言を行った。
	H31.03.22	当局に対して、「大規模災害に備えた、市内小中学校の体育館における、ガラス破損に対する対策」及び「東小学校の余裕教室を有効活用して、郷土資料室として利用すること」を要望した。
財務常任委員会	H29.12.05	当局に対して、平成30年度予算編成にあたり、要望書を提出した。(お祭り広場の雨対策、防犯灯の整備)
	R1.12.24	当局に対して、令和2年度予算編成にあたり、政策提言を行った。(期日前投票所の設置について、五条川の桜並木の保全について)

事業実施

視察	H23.11.01	飯田市へ行政視察「議会報告会」「行政評価」
	H24.11.01	田原市へ行政視察「行政評価」
	H26.01.20	大津市へ行政視察「政策検討会議及び議会改革の取組」
	H26.11.20	高山市へ行政視察「議会改革について」
	H27.11.13	中津川市へ行政視察「議会改革について」
	H28.10.28	伊賀市へ行政視察「議会改革・事務局機能強化について」
	H30.02.13	可児市へ行政視察「議会改革について」
	H30.04.09	四日市市へ行政視察「議会モニター制度について」
	H30.04.11	江南市へ行政視察「議会におけるタブレット端末使用の課題について」
	H30.08.09	大津市へ行政視察「議会BCPについて」
	H30.08.17	飯田市へ行政視察「議会における行政評価について」
	R1.11.05	高山市へ行政視察「政策討論会・政策提言」
	R4.07.28	茅野市へ行政視察「議会タブレット導入について」(オンラインで実施)
講演会	H24.01.25	竹下譲氏講演「地方議員と議会の役割」
	H25.02.07	岩崎泰典氏講演「岩倉市自治基本条例における議会及び議員の役割と責務」
	H26.01.17	福本雅之氏講演「地域公共交通におけるデマンド交通の役割」
	H27.02.02	西寺雅也氏講演「市民と議会との関係における市民参加」
	H29.02.13	衛紀生氏講演「町を元気にする処方箋～成熟社会における文化政策～」
	H29.10.28	南学氏講演「公共施設マネジメント 拡充から縮充への発想転換」
	H30.10.13	牧瀬稔氏講演「シティプロモーションと地域ブランドについて一緒に考えてみませんか？」
	R2.01.26	高木朗義氏講演「世界一受けたい減災教室」

その他	H23.07.09	社会福祉協議会主催の防災ボランティアコーディネーター養成講座に議員14名が参加した。
	H24.08.26	防災訓練において、市議会災害対策支援本部を現地に設置し、訓練を実施した。(翌年度以降継続中)
	H25.04.17	「法制執務」の研修を実施した。
	H25.06.24	「行政評価」の研修を実施した。
	H25.10.07	2回目の「法制執務」の研修を実施した。
	H26.10.17	認知症サポーター養成講座に議員12名が参加した。
	H28.12.01	岩倉市ホームページリニューアルに伴い、岩倉市議会のホームページの独自編集が可能になった。
	H30.06.18	全議員参加による普通救命講習会を受講した。
	H30.09.27	9月定例会最終日の本会議において、議場防災訓練(シェイクアウト及び避難訓練)を実施した。
	R1.12.02	12月定例会開会日の本会議において、議場防災訓練(シェイクアウト及び避難訓練)を実施した。
	R3.02.20	議会報告会に代えて、市議会ホームページ等で、新年度予算審議前に、事業に対する意見を募集した。
	R3.07.12	普通救命講習会を実施した。
	R3.11.01 R4.02.19	議会報告会に代えて、市議会ホームページ等で、決算審査で明らかになった課題に対する意見を、新年度予算審議前には、主要事業等に対する意見を募集した。
	R3.12.03	12月定例会開会日の本会議において、議場防災訓練(シェイクアウト及び避難訓練)を実施した。
	R4.02.01	災害用伝言ダイヤルを活用した情報伝達訓練を実施した。

※ ふれあいトーク(議会報告会及び意見交換会)の実績は後述

情報発信

市議会だより	H23.05.01	「市議会だより」を読みやすく2色刷りとし、頁数を増やし、より多くの情報を掲載した。
	H23.08.01	議案等に対する各議員の態度を掲載した。
	H29.11.01	表紙及び裏表紙のデザインを変更し、一般質問(代表質問)頁に目次を追加した。
	R2.02.01	一般質問の動画掲載ページのURLを搭載したQRコードを、市議会だよりの対応する一般質問のページに掲載し、アクセスを容易にした。
	R5.2	議会サポーターへ編集に関してのアンケートを実施し、市議会だよりの記事に改善点を反映した。
ホームページ	H24.05.01	議会基本条例の検証結果を掲載した。
	H24.08.06	議会広報特別委員会委員が議会だより作成の研修に参加した。
	H23.09.01	本会議の録画動画のインターネット配信を始めた。
	H24.07.09	政務調査費の使途を掲載した。
	H29.05.19	政務活動費の領収書を掲載した。
	R2.04.30	新型コロナウイルス感染症対策に関する市議会の取組を逐次ホームページに掲載することとした。
	R2.09～	議会に関する要綱を掲載した。
	R2.12～	常任委員会の録画動画のインターネット配信を始めた。
	R3.02.22	本会議開会前に、上程予定の議案名を掲載することとした。(議案本体の掲載は従前通り上程後に掲載する。)
	R4.02～	議会のあらましを説明する子ども向けページを作成した。
	R4～	政務活動費の収支報告に領収書へのリンクを掲載した。

岩倉市議会基本条例逐条解説

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 議会及び議員の責務と活動原則（第4条～第9条）

第3章 市民と議会の関係（第10条・第11条）

第4章 議会と市長等の関係（第12条～第16条）

第5章 議会運営（第17条～第22条）

第6章 議会事務局の体制整備（第23条）

第7章 災害時の対応（第24条）

第8章 議員の政治倫理（第25条）

第9章 補則（第26条・第27条）

附則

岩倉市議会は、地方自治の本旨に基づき、市民からの直接選挙で選ばれた代表としての自覚と責任のもと、絶え間ない自己研鑽^{けんさん}により資質の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営の追求に努めなければならない。

そのためには、唯一の議決機関として、二元代表制の意義を理解し、議会本来の役割である行政監視、政策立案等を遂行する中で、市長との一定の緊張関係及び市民との適度な緊張感を保ちつつ、民意を掌握することを怠らず、あらゆる選択肢の中から、「より良い市民生活・市民福祉・市政発展」をめざすとともに、市民参加を促進し、地方自治のさらなる発展及び向上に努めなければならない。

これまで、多くの諸先輩の絶え間ない民主主義の追究の証しとして積み重ねてきた「岩倉市議会慣例及び実例集」等により、透明性の確保に努めてきた。

この度、議会の最高規範となる岩倉市議会基本条例の制定に当たり、本市の歴史・伝統・文化を大切に育み、次世代に継承していくまちづくりとして「小さなまちから大きな夢を」とうたっている市民憲章の理念を追求し、さらなる議会改革を市民にわかりやすく示すことで、岩倉市議会の不退転の決意を宣言する。

【解説】

岩倉市議会の議会改革について不退転の決意を条例により示したものであり、その実現のための最高規範として本条例を制定することを宣言したものです。

「前文」

「前文」は、法令の題名（目次があるときは、目次）の次に置かれ、その法令の制定の趣旨、目的、基本原則等を述べるものです。その法令の制定の理念を強調する必要がある場合に置かれることが多く、特に「基本法」に見られます。

「二元代表制」

地方公共団体の執行機関としての市長と、議決機関としての議会の議員を、ともに市民の直接選挙で選ぶことにより、それぞれが市民の代表機関としてその権限を担い、相互の均衡と調和を図るとする組織原理であります。

日本国憲法第93条第2項の規定を受けたものであります。

※執行機関＝市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

それぞれの執行機関が独立した権限を持ち、一つの機関への権限集中を避けることにより、民主的な行政が行われるシステムとなっています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の基本理念及び基本的事項を定め、二元代表制のもと議会と議員の役割を明らかにすることにより、市民と共に議会の活性化を図り、より良い市民生活、市民福祉及び市政発展に寄与することを目的とする。

この条例の目的は、地方公共団体の一翼を担う議会と議員の担うべき役割を明文化するとともに、市民に議会を理解していただき参加していただく礎を築くことにあります。

※「市民福祉」の「福祉」は、高齢者福祉、児童福祉、福祉施設、社会福祉法人等、社会保障、社会援護などの狭義の福祉を指すものではなく、より広い、住民全体の利益、地域における公共の利益を指すものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市長等 市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は委嘱を受けた者をいう。
- (2) 本会議等 本会議及び委員会をいう。
- (3) 委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。
- (4) 請願 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第124条に規定する請願をいう。
- (5) 陳情 岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第100条に規定する陳情をいう。
- (6) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (7) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。

第1号中の「市長」は、個人ではなく、執行機関としての地方公共団体

の長を意味しています。

第6号は、特に災害の定義を明確にするため、災害対策基本法の定義を引用させていただきました。

(基本原則)

第3条 二元代表制の一翼を担う議会は、市の基本事項を議決する団体意思の決定機能を持ち、執行機関を監視及び評価する機能を堅持する必要性から、独立機関として対等の立場でなければならない。

バランスのとれた市政の運営を行うために、予算執行する権限を担う市長と、予算規模の適正及び内容の妥当性を審査・評価する議会が対等の立場であることを定めています。

第2章 議会及び議員の責務と活動原則

(議会の責務と活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。
- (3) 市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。
- (4) 市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。

市民に信頼され、市民とともに歩む議会であるための原則を掲げています。

(議員の責務と活動原則)

第5条 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動をする事。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

第1号では、少数意見も尊重し、合議により結論を導き出すための手法として議員相互間の自由な討議を重んじることを定めています。また、第2号及び第3号では、市民の目線で活動し、市民の代表として全体の利益を求める姿勢を定めています。

(議員研修の充実強化)

第6条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

議会がその活動の質を高めるために、議員の自己研鑽のための研修について、議会として取り組む姿勢を定めています。

(議会図書室の充実)

第7条 議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。

法第100条第18項及び第19項の規定により、議会図書室の適正な管理と機能の強化に努めることについて定めています。

(会派)

第8条 議員は、会派を結成することができる。

2 会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。

共通理念を持った議員の集団を会派と規定し、会派として、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めることを定めています。

(政務活動費の執行及び公開)

第9条 会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例(平成24年岩倉市条例第6号)を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。

議員が政務活動費を執行するに当たっては、議員一人当たり年額18万円を交付しており、その収支報告は1円以上の領収書を添付し、費用の根拠、使途、調査研究の結果について公表することを義務付けています。

なお、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例第4条及び第5条において、

残金が生じた場合は、返還しなければならないことになっております。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。

2 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。

5 議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。

議会活動の情報発信、全ての会議の原則公開、市民との意見交換の場を積極的に持つなど、議会への市民参加と市民との連携のあり方を定めています。

(広報広聴機能の充実)

第11条 議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報、岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。

審議の内容・経過を含め、議会運営全般にわたっての情報を市民にわかりやすく周知するよう努めなければならないことを定めています。また、インターネット等を始めとする情報技術の発達に合わせ、様々な広報手段を活用することにより、更に多くの市民が議会や市政に対して関心を持っていただけるように広報活動に努めることを定めています。

第4章 議会と市長等の関係

(議会と市長等の関係)

第12条 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところによ

り、緊張関係の保持に努めなければならない。

- (1) 議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。
- (2) 議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。
- (3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。
- (4) 市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。

第1号は、審議に当たって市民に論点を理解していただくために、一問一答方式によることを定めています。

第2号は、本会議・委員会に置いて、市長等から議員への反問権の付与を定めています。

第3号は、市長が行おうとする市政運営をより深く理解するために行う文書質問のあり方を規定し、この場合、市長等からの回答は文書とすることを定めています。

第4号は、議員から要請を行った場合、両者の透明性を確保するために、要請、質問の文書による提出要求を市長等に与えたことで、口利き、パワーハラスメントを抑止することとしています。

(議会審議における論点情報の形成)

第13条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源と提案に至るまでの経緯
- (2) 政策効果等
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置

市長が政策を提案する場合、議会が6項目の条件を示すように求めることにより、政策の公正・透明性を確保し、議会審議での論点を明確にするとともに、政

策水準の向上をめざすものです。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第14条 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。

予算、決算の審議においても、市長に、第13条の規定に準じ、説明資料の作成と提示を求めることを定めています。

(資料の提出その他の協力)

第15条 議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。

従前は、議員が個々に市長等に資料要求をしていましたが、公正・透明性を確保するために、議会として文書により資料の提出を求めることにしました。

(法第96条第2項の議決事件)

第16条 法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。

地方自治法では、法律により必ず議決しなければならない事項以外のものについても、条例で定めることにより、議決事項とすることができると規定されています。

平成23年5月の地方自治法の改正で、基本構想が法律による議決事項から外されたため、それに併せて条例に規定しています。

その他議会が必要と認めたものとは、市の重要な計画などが想定されます。

第5章 議会運営

(運営の原則)

第17条 議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。

2 議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。

- 3 議会とは、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。
- 4 議会とは、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用を努めるものとする。
- 5 議会とは、自らの改革に継続的に取り組むものとする。

市民に開かれた活発な議会運営の原則を定めています。

（議員定数）

第18条 議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。

議員の定数は、行財政改革の側面だけでなく、市が抱える課題や市の将来像とも関係します。また、人口、面積などが類似している団体との比較検討も必要です。

具体的な議員定数については、岩倉市議会の議員の定数を定める条例により定めています。

（議員報酬）

第19条 議員報酬は、本条例に沿った議員の責務を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成3年岩倉市条例第8号）により定めるものとする。

- 2 議会とは、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。

議員の報酬は、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例により定めています。

報酬の改正においては、岩倉市特別職報酬審議会での意見を受け、最終的には議会において十分考慮し決定することを定めています。

（議長及び副議長）

第20条 議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。

- 2 議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。

- 3 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。

地方自治法に定められている議長に関する規定のほか、岩倉市議会における議長及び副議長の役割を明確にしたものです。

(委員会の運営)

第21条 委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。

- 2 委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。

- 3 委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。

- 4 委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。

市民に開かれた委員会の運営原則を定めるとともに、委員長の役割と責任を定めています。

(代表質問、委員会代表質問及び一般質問)

第22条 会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。

- 2 常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。

- 3 議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をたずねなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。

代表質問、委員会代表質問及び議案以外の事項について行う一般質問の位置づけを明確にしています。

第6章 議会事務局の体制整備

(議会事務局の機能)

第23条 議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割及び法務機能を担うものとする。

- 2 議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。
- 3 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。
- 4 議会事務局職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。

地方自治法の規定により設置されている議会事務局の役割を定めています。
本条例の目的を遂行するためにも、議会事務局の機能強化は重要であり、そのための体制の整備に努めることを定めています。また、議会事務局職員は議員と共に、専門的知識及び経験を有する者の活用や研修などを通じて議会改革に取り組むことを示しています。

第7章 災害時の対応

(災害対応)

第24条 議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。

- 2 議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。
- 3 議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。
- 4 議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、1日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。

災害時における議会の役割と議員の活動を定めることにより、市民生活の安定維持を目指すものです。

第1項は、市が設置する災害対策本部と共に防災活動を行うことを定めています。

第2項は、議員が地域情報を把握し、災害対策本部と情報を共有することにより、災害の未然防止に努めることを定めています。

第3項は、議員個人が災害に関する知識や技能の習得に努めることを定めています。

第4項は、災害が発生した場合における速やかな対応としての議長の役割を定

めています。

第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第25条 議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。

議員の政治倫理の規範を定めています。

平成24年に、過去の反省に立って定められた岩倉市政治倫理要綱を「岩倉市議会議員政治倫理条例」として制定しました。

第9章 補則

(他の条例等との関係)

第26条 この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に反してはならない。

本条例が議会に関する条例等において、最高規範性を持つことを定めています。

(検証及び見直し)

第27条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、特別委員会において年1回以上検証するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。

3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

本条例の目的が達成されているか否かの検証を年1回以上行うことを義務付け、必要に応じ改正等を行うことを定めています。

第3項は、改正に当たって、市民への説明責任を果たすため、改正理由など詳細を説明しなければならないと定めています。

附 則

この条例は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 2 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 5 号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日条例第 21 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（岩倉市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 岩倉市議会議員政治倫理条例（平成 24 年岩倉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 30 年 3 月 26 日条例第 24 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号）第10条及び第11条に基づき実施する岩倉市議会議会報告会（以下「議会報告会」という。）及び岩倉市議会意見交換会（以下「意見交換会」という。）（以下「岩倉市議会ふれあいトーク」と総称する。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 議会報告会 市議会として市議会での審議の結果等を市民に対して報告するとともに市政全般にわたる市民の意見を把握するために実施するものをいう。
- (2) 意見交換会 各種団体等から現状及び課題を聴取し、その意見及び要望を議会活動等に反映するために実施するものをいう。

(議会報告会の開催回数及び内容)

第3条 議会報告会の開催回数は、年2回程度とする。

2 議会報告会の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 議会の活動状況の報告
- (2) 予算、決算等の審議状況の報告
- (3) 意見交換
- (4) その他議長が必要と認める事項

(意見交換会の時期及び内容)

第4条 意見交換会の時期及び内容は、議会基本条例推進協議会（以下「協議会」という。）に諮り、決定する。

(ふれあいトークの役割及び構成)

第5条 岩倉市議会ふれあいトーク（以下「ふれあいトーク」という。）は、次に掲げる役割及び構成により運営する。

- (1) 司会進行 1名
- (2) 報告 若干名
- (3) 文書記録 1名
- (4) 撮影 1名

(5) 答弁 参加議員全員

(6) 会場設営・運営 司会進行及び報告者を除く参加議員

2 議会事務局は、ふれあいトークを補佐するものとする。

(日程及び会場)

第6条 ふれあいトークの日程及び会場については、協議会に諮り、決定する。

(資料)

第7条 ふれあいトークでの配布資料は報告者が適宜準備する。

(ふれあいトーク記録書)

第8条 ふれあいトーク記録書（以下「記録書」という。）は、文書記録者において要点を記録することにより作成する。

2 文書記録者は、作成した記録書を協議会の会長に提出するものとする。

3 協議会の会長は、記録書を協議会に諮り、議長に提出するものとする。

4 記録書は、市議会ホームページに掲載するものとする。

(意見、要望等)

第9条 ふれあいトークにおいて出された市政に対する意見、要望等は、協議会で協議するとともに、必要に応じて、議長を通じて、市長等に文書等により提出するものとする。

(議員の派遣の手続)

第10条 ふれあいトークを開催する場合は、岩倉市議会会議規則（昭和46年岩倉市議会規則第2号）第121条の規定による議員の派遣の手続によるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。



きてちょ〜 議会報告会

岩倉市の予算（案）について
一緒に議論しましょう！
皆さんの声を審議に反映します



日 時 令和2年2月22日（土）
14時～16時（開場13時30分）
会 場 消防署2階 大会議室

《問合せ先》 〒482-8686 愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市役所 議会事務局
TEL:0587-38-5820 E-mail: gikai@city.iwakura.lg.jp

ぜひやって！

採決前

???何のために？

いいね！

“新年度予算事業”にご意見を！



(3月定例会議案)

ホントに必要？

おかしいのでは…



賛成！

反対！

市議会では、3月定例会において新年度予算の審議を行います。審議にあたり、『新年度予算における新規及び主要事業』の一部を市議会のホームページに掲載し、市民の皆様からご意見を募集します。

*コロナ禍のためホームページ上で意見募集するものです。

意見募集の詳細はこちら▶



【 ご意見の受付期間 】 2/21（火）から3/5（日）まで

【 応募対象者 】 (1) 市内在住・在勤・在学の人
(2) 市内で事業や活動を行う個人・団体

【 ご意見の応募方法 】 投稿フォーム、郵送、FAX、持参

●郵送、FAX、持参で応募の場合、ホームページで公開している様式をご利用いただくか、任意の用紙に「年齢（年代）」・「居住町（行政区）」・「事業に対するご意見」を明記し、ご応募ください。

※皆様からのご意見は、財務常任委員会で各議員が質問に生かしていきます。

（問合・郵送先）〒482-8686 岩倉市栄町一丁目 66 番地
岩倉市議会事務局
TEL (0587) 38-5820
FAX (0587) 66-0055

事業番号：1 出産・子育て応援金給付事業（主要事業）

予算額	財 源 内 訳							(単位：千円)
	国庫 支出金	県支出金	使用料・ 手数料	分担・負 担金	繰入金	地方債	その他	一般財源
46,455 千円	30,948	7,751						7,756

○事業の目的・効果

妊娠期から出産、子育てまで一貫した身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産や子育ての経済的負担軽減を図る経済的支援を一体として実施し、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を行う。

○事業の内容

1 対象及び助成額

- (1) 出産応援金（妊娠届出時）：妊娠届出をした妊婦に対し5万円（所得制限なし）
- (2) 子育て応援金（出生届出後）：出生した子どもを養育する者に対し、出生児1人当たり5万円（所得制限なし）

2 支援内容

妊娠・出産・育児関連用品の購入や産後ケアなどの子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るため妊娠届出時に出産応援金を5万円、出生届出後に子育て応援金を5万円支給する。

また、妊娠届出時から妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための保健師や助産師による面談や情報発信等を行い、継続的に必要な支援（伴走型相談支援）を行う。

伴走型相談支援としては、全ての妊婦や子育て家庭に対して妊娠届出時の面談、妊娠8～9か月時の妊婦電話相談支援（マタニティコール）、出産後の産婦電話相談支援（おめでとうコール）、乳児・産婦訪問指導を行うとともに、子育てガイドブック、ほっと情報メール等を活用して情報提供や随時の相談等を継続的に行う。

○積算根拠

【歳出】

会計年度任用職員報酬 148 千円
 消耗品費 9 千円
 印刷製本費 212 千円
 郵送料 86 千円
 出産・子育て応援給付金 46,000 千円
 出産応援金 50,000 円×460 人＝23,000,000 円
 子育て応援金 50,000 円×460 人＝23,000,000 円

【歳入】

出産・子育て応援交付金（国庫） 30,948 千円
 46,000,000 円×2/3≒30,666,000 円（経済的支援：補助率2/3）
 336,401 円×2/3≒224,000 円（伴走型相談支援上半期：補助率2/3）
 116,352 円×1/2≒58,000 円（伴走型相談支援下半期：補助率1/2）

出産・子育て応援事業費補助金（県費） 7,751 千円

46,000,000 円 $\times 1/6 \div 7,666,000$ 円（経済的支援：補助率 1/6）

336,401 円 $\times 1/6 \div 56,000$ 円（伴走型相談支援上半期：補助率 1/6）

116,352 円 $\times 1/4 \div 29,000$ 円（伴走型相談支援下半期：補助率 1/4）

ふれあいトーク(議会報告会及び意見交換会)の実績

議会報告会

実施年度	日付	報 告 事 項	参加 人数	備考
平成23年	11月11日	・平成22年度決算認定 ・常任委員会行政視察 など	46人	
	11月18日	・平成22年度決算認定 ・常任委員会行政視察 など	34人	
平成24年	5月13日	・「まちづくり」、「人づくり～子育て・健康・生きがい」について意見交換 など	53人	テーマを決め、2部制とした。
	10月27日	・平成23年度決算認定 ・「岩倉の未来に、なにを望みますか」について意見交換	60人	
	11月16日	・平成23年度決算認定 ・「岩倉の未来に、なにを望みますか」について意見交換	34人	
平成25年	7月6日	・デマンド交通について ・防災対策と住宅リフォーム、「子育て・健康」について意見交換	21人	
	11月21日	・のり愛い～わ号走る ～デマンド実証実験～ ・決算議会を終え、新年度に向けて	14人	
平成26年	6月28日	・岩倉市議会の改革について ・市政について	27人	
	11月22日	・講演会「市民参加と協働の実践論」 ・市民を交えた自由討議(市政全般について)	17人	
平成28年	5月28日	・平成28年度予算に係る新規及び主要事業について ・庁舎駐車場適正化事業について	11人	
	11月26日	・9月定例会の報告 ・市政についての懇談会	1人	
平成29年	2月24日	平成30年度予算(案)についての報告	28人	
平成30年	5月26日	岩倉市の政策課題についての報告	20人	
	10月28日	まちづくりについて	15人	
	2月23日	平成31年度予算(案)について	38人	
令和元年	10月26日	・9月定例会の報告 ・市政についての懇談会	18人	
	2月22日	令和2年度予算(案)について	23人	

令和2年度～令和4年度はコロナ禍のため、議会報告会の開催を取り止め、ホームページを活用した意見募集を実施しました。

意見交換会

実施年度 (開催数・延べ参加人数)	主な実施団体	主な内容	備考
平成25年 (2回・54人)	・商工会 ・小中学生保護者	・岩倉の商工業について ・新給食センターの建設と学校環境について など	
平成26年 (2回・39人)	・子育て支援団体 ・体育協会	・岩倉の子育て支援等の施策の現状と課題 ・スポーツ行政についての意見交換 など	
平成27年 (3回・75人)	・市民活動団体 ・行政区	・市民活動について、活性化のために ・市政についての懇談会 など	
平成28年 (4回・95人)	・市民活動団体 ・行政区	・市政についての懇談会 ・市民活動団体における市民参加と協働 など	
平成29年 (9回・170人)	・商工会 ・行政区 ・市民活動団体 ・市民(若者向け) ・農業委員会 ・市内の外国人の母親、支援者	・市政についての意見交換 ・おむすびトーク ・おだんごトーク など	おむすびトーク、おだんごトークについては別紙資料有
平成30年 (12回・157人)	・行政区 ・桜並木保存会 ・市民活動団体 ・農業委員会 ・文化協会 ・市議会サポーター	・桜保全、市政についての意見交換 など	
令和元年 (8回・100人)	・市議会サポーター ・市民活動団体 ・商工会 ・体育協会 ・行政区	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	
令和2年 (4回・42人)	・市議会サポーター ・市民活動団体	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市民活動団体との意見交換会はオンラインで実施
令和3年 (4回・43人)	・市議会サポーター ・市民活動団体	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市民活動団体との意見交換会はオンラインで実施
令和4年 (11回・99人)	・市議会サポーター ・市民活動団体 ・商工会	・定例会の感想 ・市政についての意見交換 など	市議会サポーターの意見交換会のうち1回はオンラインで実施

新年度予算及び前年度決算に対するホームページを活用した意見募集

実施年度	内容	提出された意見の件数
令和2年度	令和3年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	5
令和3年度	令和3年9月定例会の決算審査で判明した課題や問題点に対する意見	11
	令和4年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	15
令和4年度	令和4年9月定例会の決算審査で判明した課題や問題点に対する意見	1
	令和5年度当初予算における新規及び主要事業に対する意見	17

2018/2/10（土）17：00～18：30

外国人ママと市議会議員のおだんごトーク 意見概要

2018/2/16 せいじ〜る 池田

■保育園

- ・曾野幼稚園と交渉し、テスト期間を経て入園した。当初、幼稚園側はトラブルを心配していたが、何も問題なかった。下の子どもも同様。
- ・仕事が決まらないと保育園に入れない。一方で、会社は保育園が決まらないと働くことが難しい。

■雇用・就業

- ・働く場所が少ない。日本の労働環境はとても悪い。
- ・大人でも、技術や資格について教育を受けられる場所が欲しい。
- ・派遣で働いており、正社員になれない。
- ・派遣会社とトラブルになり、市役所へ相談に行ったことがある。
- ・日本語がわかるので、学校生活はとくに困っていない。

■語学・教育

- ・日本語教室がほしい。親も子も必要。
- ・日本語教室の受講料が高いため、補助をお願いしたい。
- ・子どもからみて、親にも日本語を覚えてほしい。ここは日本なのだから。
- ・長い夏休みの間、子どもの食事の用意が大変。山梨県では、NPOのフードバンクで箱に入った食べ物が届けられるときいた。岩倉でもできないか。
- ・国籍に関係なく、子どもに対する声かけや支援を丁寧に行ってほしい。いじめや差別につながるのではないか。

■広報・多言語による情報提供

- ・市の広報の内容がわからない。翻訳していた方がいなくなり、ポルトガル語が無くなった。
- ・広報誌にポルトガル語の表記（ページ）を多くしてほしい。
- ・市役所から送られてくる書類は、漢字がいっぱいでわからない。
- ・岩倉のホームページは日本語ばかりで判断できない。
- ・日本語は話せるが読めない人が多い。
- ・外国人のための情報がもっとほしい。

■通訳・相談

- ・市役所が相談相手にならない。
- ・休み明けの市役所は通訳が不足している。
- ・派遣会社とトラブルになり、市役所へ相談に行ったことがある。
- ・歯医者など、岩倉の病院で言葉が通じないので通訳と一緒にいきたい。

■各種制度（年金・税制・教育等）

- ・市にくる外国人は、年金の問題などで本当に悩んでいる人が多い。
- ・定年になったら国に帰る予定なのに、年金は払いたくない。
- ・自分がいくら税金を払っているのかわからない。
- ・教育などの制度が理解できない。

■住みやすさ・住宅

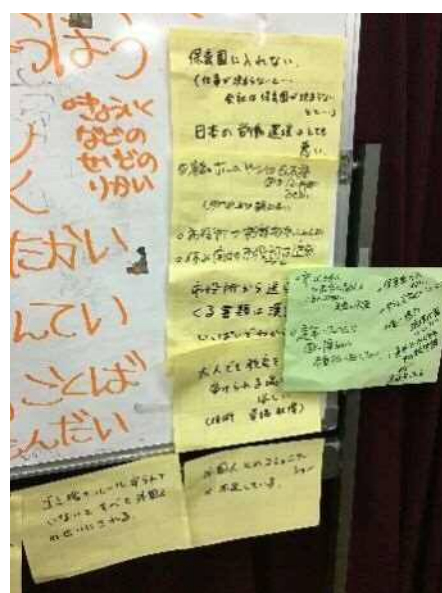
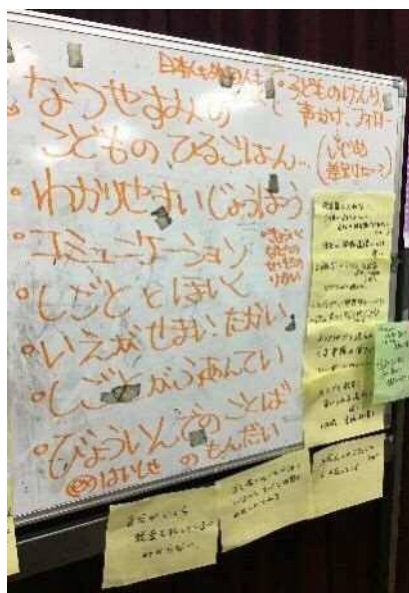
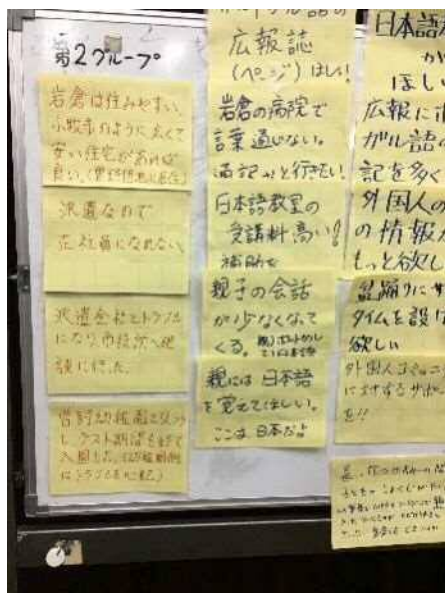
- ・岩倉は住みやすい。
- ・曾野団地に住んでいるが、家が狭く家賃も高い。小牧市のように広くて安い住宅があればよい。
- ・外国人コミュニティに対するサポートをお願いしたい。

■生活・買物

- ・ゴミ捨てルールが守られていないと、すべて外国人のせいにされる。
- ・アピタ内の雑貨屋さんがなくなってさみしい。

■外国人の交流

- ・外国人とのコミュニケーションが不足している。
- ・盆踊りに「サンバタイム」を設けてほしい。
- ・ポルトガル語を話す親と、日本語を話す子どもの間で会話が少なくなってくる。



ふれあいトークを開催しました



☆ 8月21日開催「若者と岩倉市議会議員のおむすびトーク」

市民の意見・要望を議員にどう伝えればよいのか。(参加者)

希望の家は今後どうなるのか。また、市内にキャンプなどができる場所がほしい。(参加者)

「いわくらしやすい109の理由」はどのくらい集まっているのか。何を言えばいいのか、意見を出す手段がわかりにくい。(参加者)

高校生までの医療費を無料にしてほしい。実施すれば、岩倉市に住もうと考える人が増えるのではないかと。(参加者)

高校生にも海外派遣事業を！(参加者)

名草線(名古屋江南線)の工事の進み具合。名草線沿いに入ってみようと思う店が少ない。(参加者)

岩倉市は、中心地域以外に暗い道が多い。何とかしてほしい。(参加者)

飲食店やカラオケ、映画館などの娯楽施設を増やして若者が楽しめる場所づくりをしてほしい。(参加者)

☆8月8日開催「川井町でのふれあいトーク」



川井町の児童遊園には仮設トイレしかないの
で整備されたトイレを設置してほしい。(参
加者)

遊歩道を散策する人のためにもトイレを設置
できるように行政に働きかけたい。(議員)

☆8月22日開催「市民団体とのふれあいトーク」

今後のまちづくりについて名古屋芸術大学な
どとタイアップしてはどうか。(参加者)

現行のデマンドタクシーではなく、巡回バス
を運行してはどうか。(参加者)



☆8月22日開催「東町でのふれあいトーク」



今回の溢水被害の状況から、今後の対策とし
て堤防を嵩上げできないか。(参加者)

溢水対策として、防災ベンチを設置したが、
さらなる対策を行政に求めていく。(議員)

※ふれあいトークでは、このほかにも数多くの貴重なご意見をいただきました。議員一同、今後の活動の参考とさせていただき、より良い岩倉市を目指していきます。

○岩倉市議会傍聴規則

平成26年 5 月23日議会規則第 2 号

岩倉市議会傍聴規則

岩倉市議会傍聴規則（昭和56年岩倉市議会規則第 1 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、傍聴人の利便性を確保し、かつ、会議の円滑な運営を維持するために、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第 3 項の規定に基づき、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第 3 条 傍聴人の定員は、30人とする。

2 議長は、傍聴人の数が前項の定員を超えるおそれがあるときは、速やかに、音声等を聴くことができる場所を用意するなど必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（傍聴の手続）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴に関する一切の手続を必要としないものとする。

（傍聴することができない者）

第 5 条 次の事項に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1） 凶器その他人に危害を加えるおそれのあるものを携帯する者

（2） 酒気を帯びていると認められる者

（3） その他議場の秩序を乱すおそれのある者

（写真撮影、動画撮影及び録音）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、動画撮影及び録音（以下「撮影等」という。）をすることができる。

2 議長は、撮影等が議事の進行の妨げとなっている、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めたときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

（係員の指示）

第 7 条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

（違反に対する措置）

第 8 条 議長は、法第130条第 1 項及び第 2 項に規定するもののほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

（秘密会時の措置）

第 9 条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに傍聴人を退場させるものとする。

（資料の提示等）

第10条 議長は、傍聴人に議案等の審議に用いる資料を提示するなど、傍聴人に対し便宜を図り、傍聴に対する意欲の高揚に努めなければならない。

（委員会の傍聴）

第11条 委員会の傍聴については、第 3 条から前条までの規定を準用する。この場合において、第 3 条中「30人」とあるのは「委員長が認めた人数」と、同条及び第 6 条第 2 項並びに第 8 条から前条までの規定中「議長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成26年 6 月 1 日から施行する。

岩倉市議会文書質問取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例（平成23年岩倉市条例第1号。以下「基本条例」という。）第12条第3号に規定する文書質問について、必要な事項を定めるものとする。

(文書質問)

第2条 文書質問の内容は、一般質問の内容に相当する程度のものとし、その趣旨が理解しやすいよう具体的に記載するものとする。

2 文書質問の回答期限は、明確な理由がある場合に限り、これを指定することができる。

(手続)

第3条 議員は、文書質問を行おうとするときは、文書質問書（様式第1）を議長に提出しなければならない。

2 議長は、文書質問書が提出されたときは、速やかにその必要性、妥当性、時期等を勘案した上で適正なものであると認めたときは、市長に提出し、回答を求めるものとする。

3 基本条例第12条第3号の規定による回答は、文書質問に対する回答書（様式第2。以下「回答書」という。）により行うものとする。

4 議長は、回答書を受理したときは、速やかに質問した議員に送付するものとする。

(記録及び公表)

第4条 議長は、文書質問書及び回答書について、その写しを議会事務局で保存させるとともに、全議員に配布するものとする。

2 文書質問書及び回答書の内容は、市議会のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議会基本条例推進協議会において協議し、議会運営委員会において決定する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 （第 3 条関係）

岩倉市長

殿

（岩倉市議会議長経由）

議 会 事 務 局	受 付 番 号	岩議発第 号
	受 付 日	年 月 日
	送 付 日	年 月 日
	回答受理日	年 月 日

議員名

文書質問書

岩倉市議会文書質問取扱要綱第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり質問いたします。

記

1 質問件名

2 質問内容

3 回答期限及びその理由

様式第2（第3条関係）

年 月 日

殿

（岩倉市議会議長経由）

岩倉市長
（担当部局 ）

文書質問に対する回答書

岩議発第 号の文書質問について、岩倉市議会文書質問取扱要綱第3条第3項の規定により、下記のとおり回答いたします。

記

1 質問件名

2 回答内容

岩倉市議会サポーターの運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩倉市議会基本条例(平成23年岩倉市条例第1号)第10条第4項の規定に基づく岩倉市議会サポーター(以下「議会サポーター」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に在住、在勤又は在学する者をいう。
- (2) 会議 市議会で開催されるすべての会議をいう。

(依頼する職務)

第3条 議長は、次に掲げる職務を議会サポーターに依頼するものとする。

- (1) 会議(非公開で行われるものを除く。)を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書(電子メールを含む。以下この条において同じ。)により提出すること。
- (2) 「岩倉市議会だより」及び市議会のホームページに関する意見を文書により提出すること。
- (3) 議長が依頼した市議会の運営に関する調査事項に回答すること。
- (4) 市議会議員との意見交換会に参加すること。

2 前項の職務については、市民が自主的に可能な限り行うものであり、議長が強制することはできないものとする。

(提出された提言等の処理)

第4条 議会サポーターから提言等が提出されたときは、議長は、必要に応じて関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、議会サポーターに通知するとともに、「岩倉市議会だより」及び市議会ホームページで公表するものとする。

(資格要件)

第5条 議会サポーターは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の市民であること。
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員ではないこと。

(定員及び委嘱)

第6条 議会サポーターの定員は、100人以内とする。

2 議会サポーターは、年代別の無作為抽出又は公募により、市民のうちから議長が委嘱する。

(任期)

第7条 議会サポーターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(解嘱)

第8条 議会サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は、当該議会サポーターを解嘱できるものとする。

- (1) 議会サポーターから辞職の申出があったとき。
- (2) 第3条第1項に規定する職務を全く行わないとき。
- (3) 第5条に規定する資格を失ったとき。
- (4) 議会サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他議長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第9条 議会サポーターに、議長が別に定める謝礼を支給するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岩倉市議会サポーター制度について

●制度導入の経緯

平成 29 年、市町村アカデミーの議員研修で埼玉県戸田市議会の市議会モニター制度を知り、その後、長野県飯綱町議会の議会だよりのモニター制度や政策サポーター制度の研究を経て、平成 30 年に「岩倉市議会サポーター制度」として開始。

名称を「サポーター」とした点については、「モニター」という名称では上から目線での意見になってしまう懸念や「サポーター」ということで、市議会を支援（応援）する観点から意見、提言を求めるということでこの名称としました。

●制度概要

平成 30 年度に「岩倉市議会サポーター」を設置し、議会運営に関する要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させ、議会の民主的な運営を推進しています。

○サポーターの任期及び募集方法

現在、サポーターの任期は、8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までの 1 年間で、再任を可としています。募集は無作為抽出及び公募による方法です。

○サポーターの現時点の主な役割

サポーターの現在の主な活動として、定例会の翌月に開催するサポーターと議員との意見交換会に出席いただいています。そこで、傍聴、録画配信、市議会だよりのなどを通して見た議会活動について意見をいただくほか、フリートークを行っています。

また、「サポーターの声」という制度により、議会に対する率直な意見や感想を随時受け付けています。提出したサポーターが「サポーターの声」に対して回答を求めることもできます。

「サポーターの声」は各定例会ごとに区切り、回答が求められている意見については回答を作成し、意見交換会の場でサポーター全体に提示しています。その後、ホームページ上で公表しています。

●募集に当たっての無作為抽出について

住民基本台帳から 18 歳以上 85 歳以下の市民を、①10～20 代、②30 代、③40 代、④50 代、⑤60 代、⑥70 代以上の 6 つの年代区分に分け、無作為にそれぞれの人口割合から計 500 名を抽出しています。

個人情報の使用に関しては、制度開始時の平成 30 年に個人情報保護審査会にその使用について諮問しており、承認を得ています。

○サポーター制度の運営状況

年度	人数	平均年齢	男：女	無作為：公募	再任	サポーター の声
平成30年度	22	65	15：7	9：13	—	75
令和元年度	18	58	12：6	11：1	6	26
令和2年度	8	67	6：2	—	8	15
令和3年度	17	64	10：7	13：1	3	11
令和4年度	22	69	13：9	12：0	10	26
令和5年度	24	55	17：7	—	8	—

○市議会サポーターの年齢構成（令和5年8月1日時点）

	10～20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
男性	0	2	5	1	5	3	1
女性	0	3	1	2	0	1	0



市政や地域社会の発展に
関心がある人 大募集！！

岩倉市議会サポーターのご案内と応募のお願い

岩倉市議会では、平成 30 年度に「岩倉市議会サポーター」を設置し、市民の皆様から議会の運営に対する意見を広くいただき、市議会の円滑かつ民主的な運営促進を目的として、岩倉市議会サポーターの応募のお願いをしています。

岩倉市議会サポーターは、年代別に無作為により選ばれた市民又は公募による市民の内から、議長が委嘱する人で、任期は 1 年としています。要件としては、年齢満 18 歳以上の市民（市民とは、市内に在住、在勤又は在学する人をいいます。）であることです。この度、年代別に無作為により選ばれた市民 500 人の方に応募のお願いをいたしました。

この制度は、市民の皆さんから議会に対するご意見を伺い、より身近な議会となるための一つの手法です。何卒、岩倉市議会サポーターの趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

岩倉市議会サポーターにご応募いただける方は、別紙の応募用紙にご記入いただき、令和 5 年 6 月 30 日（金）までに、同封の返信用封筒にて、岩倉市議会事務局あてにご返送をお願いします。ご応募いただいた方には、改めて議会事務局より、ご連絡させていただきます。

岩倉市議会サポーターの詳細については、別紙、「岩倉市議会サポーター制度について」をご参照ください。ご応募いただける方は、岩倉市議会サポーターの説明会を令和 5 年 7 月 19 日（水）午後 7 時及び 7 月 22 日（土）午前 10 時に開催しますので、いずれか、ご都合のよい日時に出席をお願いします。説明会は概ね 2 時間を予定していますが、説明会終了後、就任にご了承いただける方には委嘱状をお渡します。任期は令和 5 年 8 月 1 日からの 1 年間です。

（問合先）岩倉市議会事務局（岩倉市役所内）
岩倉市栄町一丁目 66 番地
電 話 ： 0587-38-5820
FAX ： 0587-66-0055
Eメール：gikai@city.iwakura.lg.jp

令和 5 年 岩倉市議会サポーター応募用紙

住所※	〒 4 8 2 - 岩倉市		
ふりがな※			
氏名※			
電話番号※		FAX 番号	
E-Mail			
岩倉市議会のサポーター説明会に参加をお願いします。次のいずれの日から都合の良い日時を○で囲んでください。※ （ 7 月 1 9 日（水）午後 7 時 ・ 7 月 2 2 日（土）午前 1 0 時 ）			
岩倉市議会サポーターに対するご質問があればご記入ください。 			

※のついた項目の記入は、必須です。

E-mail は、市議会からのお知らせを電子データ（Word ファイル等）として送付する際に使用しますので、添付ファイルの受取が可能なパソコン等のアドレスをお願いします。

岩倉市議会サポーター制度について

【目的】

岩倉市議会サポーター制度は、議会が市民の皆様から議会運営に関するご意見を広く頂戴し、議会運営の参考とすることで、市議会の円滑かつ民主的な運営促進を目的としています。

【人数】

100名以内

※年齢満18歳以上（令和5年8月1日現在）の市民から年代別に無作為に抽出された市民又は公募による市民です。

【任期】

1年。ただし、再任を可としています。

【要件】

- (1) 年齢満18歳以上の本市在住、在勤又は在学者です。
- (2) 岩倉市が雇用する常勤の地方公務員は除きます。

【職務】

- (1) 岩倉市役所内（8階議場又は7階委員会室）で開催する当市議会の本会議、常任委員会等をご都合に合わせて傍聴していただき、気付いた点をご意見やご提言として「市議会サポーターの声」により提出していただきます。
※ 以下の方法で、市議会の本会議及び常任委員会を録画配信しています。
ご都合に合わせてご視聴いただき、傍聴に代えていただくことも可能です。
《インターネットによる録画配信》（<http://www.city.iwakura.aichi.jp/>）
- (2) 市議会議員との意見交換会にご出席いただき、ご意見やご感想を述べていただきます。
- (3) 議長からお願いするアンケート等に回答していただきます。

【謝礼】

任期の1年間を継続いただいた方には、謝礼として3,000円相当のクオカードをお渡しします。

【傍聴のご案内】

傍聴の際に、ご活用いただけるよう各定例会の開催に合わせて、議会日程を送付させていただきます。

＜定例会の開催時期＞ ※ 開催の日程については、変更する場合があります

6月定例会（6月初旬～下旬）	9月定例会（8月下旬～9月下旬）
12月定例会（12月初旬～12月下旬）	3月定例会（2月下旬～3月下旬）

【傍聴の方法】

本会議を傍聴する際は、事前にお渡しする「サポーター証」をお持ちいただき、受付で職員にご提示ください。本会議は、議会サポーター席から傍聴いただけます。また、本会議、常任委員会等の開催途中での出入りは、自由に行えます。

【市議会に対するご意見、ご提言の提出について】

①「市議会サポーターの声(様式)」にお名前など必要事項と、ご意見を記入し、議会事務局にお送りください。

※ 送付方法は、郵送、FAX、Eメールのいずれの方法でも結構です。

＜住所＞ 〒482-8686 岩倉市栄町一丁目66番地

＜FAX＞ 0587-66-0055

＜Eメール＞ gikai@city.iwakura.lg.jp

※ 特定の個人・団体を誹謗中傷するような内容のご意見はご遠慮ください。

※ 「市議会サポーターの声」を受理した後、市議会から回答をいたします。回答が必要な場合は、「回答要」欄にチェックを付けてください。

※ いただいたご意見やご提言は、議会内に周知するとともに、個人情報情報を削除した上で、市議会の広報媒体（市議会だより、ホームページ等）に掲載する場合があります。

②「市議会サポーターの声」については、提出回数等の決めはありません。また、意見交換会等の出席も強制ではありません。無理のない範囲内での活動をお願いしております。

③ご提出いただいた意見内容、個人情報については、「岩倉市議会サポーター」以外の目的には一切使用いたしません。

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく以下にお問い合わせください。

(問合先) 岩倉市議会事務局(岩倉市役所内)

所在地: 482-8686

岩倉市栄町一丁目66番地

電話: 0587-38-5820

FAX: 0587-66-0055

Eメール: gikai@city.iwakura.lg.jp

見本

市議会サポーターの声

年 月 日

お名前

件 名

市議会サポーターの声の内容・項目について、該当するいずれかを以下から選び、
○で囲んでください

項目分類 ①代表・一般質問について ②傍聴について ③議会広報について
④議会ホームページについて ⑤議会運営について ⑥その他

※複数の項目に関するご意見をお寄せいただく場合は、内容ごとに意見用紙を変えていただくか、それぞれの件名を明記し、上記の項目分類を記入してください。

市議会からの回答が必要な場合は、必ずチェック☒して下さい。 ☐ 回答要

岩倉市議会 電話 38-5820 FAX 66-0055 Eメール gikai@city.iwakura.lg.jp

別紙資料

- ・ ホームページを活用した意見募集に関する資料（令和５年度予算に係る新規および主要事業一覧）
… １ページ～２ページ
- ・ 市議会サポーター意見交換会記録書（令和４年１０月１２日開催分）
… ３ページ～７ページ
- ・ サポーターの声及び回答一覧（令和３年度）
… ８ページ～１２ページ
- ・ 議会基本条例検証シート（令和４年度）
… １３ページ～２２ページ

事業番号	事業名・予算額・財源内訳	事業の目的・効果・内容	積算根拠
1	【事業名】 出産・子育て応援金給付事業 (主要事業) 【予算額】 46,455千円 【予算の財源内訳】 国庫支出金 30,948千円 県支出金 7,751千円 一般財源 7,756円	●事業の目的・効果 妊娠期から出産、子育てまで一貫した身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と出産や子育ての経済的負担軽減を図る経済的支援を一体として実施し、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てできる環境整備を行う。	・会計年度任用職員報酬 148千円 ・消耗品費 9千円 ・印刷製本費 212千円 ・郵送料 86千円 ・出産・子育て応援給付金 46,000千円 出産応援金 50,000円×460人＝23,000千円 子育て応援金 50,000円×460人＝23,000千円
		●事業の内容 1 対象及び助成額 (1) 出産応援金(妊娠届出時):妊娠届出をした妊婦に対し5万円(所得制限なし) (2) 子育て応援金(出生届出後):出生した子どもを養育する者に対し、出生児1人当たり5万円(所得制限なし) 2 支援内容 妊娠・出産・育児関連用品の購入や産後ケアなどの子育て支援サービス等の利用負担軽減を図るため妊娠届出時に出産応援金を5万円、出生届出後に子育て応援金を5万円支給する。 また、妊娠届出時から妊婦や特に0～2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産育児等の見通しを立てるための保健師や助産師による面談や情報発信等を行い、継続的に必要な支援(伴走型相談支援)を行う。 伴走型相談支援としては、全ての妊婦や子育て家庭に対して妊娠届出時の面談、妊娠8～9か月時の妊婦電話相談支援(マタニティコール)、出産後の産婦電話相談支援(おめでとうコール)、乳児・産婦訪問指導を行うとともに、子育てガイドブック、ほっと情報メール等を活用して情報提供や随時の相談等を継続的に行う。	
2	【事業名】 带状疱疹ワクチン接種助成事業 (新規事業) 【予算額】 2,300千円 【予算の財源内訳】 一般財源 1,338千円	●事業の目的・効果 带状疱疹は50歳から発症しやすく、80歳までに3人に1人が発症すると言われている。また、皮膚症状が治った後も50歳以上の約2割の方が後遺症に悩まされることから、高齢者の方にとっては長期間に残る神経痛により、心理的、また身体的機能に影響を及ぼし、生活の質の低下、運動機能の低下を招く状況である。こうした症状に対し带状疱疹ワクチンを接種することで発症予防効果があるとされていることから、接種費用の一部を助成することにより、接種希望者の経済的な負担を軽減するとともに、带状疱疹の発症及び重症化予防を目的とする。	・予防接種助成金 2,300千円 5,000円×460人＝2,300,000円 ※見込み人数は対象者(22,698人)の2%
		●事業の内容 1 対象者 50歳以上の市内在住者 2 助成額 5,000円(ワクチンの種類は問わず) 3 助成回数 1回限り 4 助成開始時期 令和5年4月接種分から	
3	【事業名】 省エネ家電製品購入促進補助事業 (主要事業) 【予算額】 7,000千円 【予算の財源内訳】 ふるさとづくり基金繰入金 4,000千円 一般財源 3,000千円	●事業の目的・効果 地球温暖化対策への関心を高め、温室効果ガス排出量の削減につなげるため、省エネ性能に優れた家電の購入にあたり、補助金を交付するもの。	・負担金、補助及び交付金 7,000千円 10,000円×700世帯＝7,000,000円
		●事業の内容 電気の年間消費量が多い家電製品の中から4品目に対して購入補助をするもの。 1 対象家電 エアコン・電気冷蔵庫・テレビ・照明器具 ※ただし、省エネ基準達成率100%以上のものに限る 2 対象者 ・申請時において市内に住所を有する(住民登録をしている)人 ・岩倉市税の滞納がない人 ・過去に本人もしくは同一世帯員が当該補助金の適用を受けていない人 3 補助額 ・上限1万円 ・設置費を含んだ購入費が10万円未満の場合は、10分の1の額で千円未満は切り捨てる。 ・対象家電は台数に制限なく、家電を令和4年12月2日から令和6年3月31日までに購入・設置した場合に適用する。	
4	【事業名】 ごみ収集容器購入補助事業 (新規事業) 【予算額】 750千円 【予算の財源内訳】 一般財源 750千円	●事業の目的・効果 区が管理するごみ集積場所(約730か所)の環境整備を促進するため、ごみ収集容器の購入に対して補助することにより、ごみ集積場所の景観及び衛生面での美化を図るもの。	・ごみ収集容器購入補助金 750千円 30,000円×25個＝750,000円
		●事業の内容 1 対象 区(自治会により集積場所が管理されている区を除く25区) 2 内容 区が集積場所に設置する折りたたみ式等のごみ収集容器の購入に係る費用に対して、一部を補助するもの。(購入額の1／2補助、上限30,000円)	

事業番号	事業名・予算額・財源内訳	事業の目的・効果・内容	積算根拠
5	【事業名】 名神高速道路スマートインターチェンジ設置検討事業 (主要事業) 【予算額】 19,503千円 【予算の財源内訳】 スマートインターチェンジ概略検討業務委託費負担金 9,751千円 一般財源 9,752千円	●事業の目的・効果 市民の高速道路へのアクセス利便性向上を図るとともに、産業振興による活力ある尾張北西部地域のまちづくりを図るため、スマートインターチェンジの設置を検討する。	・スマートインターチェンジ概略検討業務委託料 19,503千円
		●事業の内容 令和4年度は、関係機関と協議を重ねながら、スマートインターチェンジの必要性や整備方針の確認等の広域的検討を行った。 令和5年度は、スマートインターチェンジの整備効果や費用便益分析の検討等の概略検討を行うもの。	
6	【事業名】 部活動地域移行検討事業 (新規事業) 【予算額】 90千円 【予算の財源内訳】 一般財源 90千円	●事業の目的・効果 国においては、公立中学校の部活動適正化の推進や学校の働き方改革を考慮した部活動改革の推進を目指し、休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととしている。 部活動における教員の負担軽減を図るとともに、部活動の指導等に意欲のある地域人材の協力を得ながら、生徒にとって望ましい部活動の実現を図る。	・部活動検討懇談会委員謝礼 90千円 5,000円×6人×3回＝90,000円
		●事業の内容 岩倉市立の中学校における部活動のあり方について必要な意見を求めるため、部活動検討懇談会を設置し、地域移行に向けての検討をする。 1 委員構成 中学校の代表者、中学校の部活動指導者代表、中学校の保護者代表、スポーツ協会代表、スポーツ推進委員代表、文化協会代表、学識経験者 2 懇談会スケジュールと内容 第1回 部活動の現状と課題、地域移行に向けた意見交換 第2回 部活動のあり方(平日・休日)、地域移行の方向性 第3回 令和6年度の地域移行に向けての検討	
7	【事業名】 五条川小学校区統合保育園整備事業 (主要事業) 【予算額】 147,850千円 【予算の財源内訳】 公共施設整備基金繰入金 40,000千円 民生債 五条川小学校区統合保育園整備事業 101,500千円 一般財源 6,350千円	●事業の目的・効果 公共施設再配置計画及び公立保育園適正配置方針に沿って、北部保育園、仙奈保育園及びあゆみの家を統合した施設を五条川小学校区内に整備することで、保育環境の向上を図る。	・基本設計業務委託料 10,351千円 ・物件調査業務委託料 1,804千円 ・地質調査業務委託料 3,300千円 ・測量業務委託料 4,675千円 ・嘱託登記業務委託料 836千円 ・土地取得費 126,000千円 ・物件移転補償費 884千円
		●事業の内容 平成30年度に策定した公共施設再配置計画において、小学校区を利用圏域として令和8年度までに北部保育園、仙奈保育園及びあゆみの家を統合するとしており、また、同じく平成30年度に策定した公立保育園適正配置方針において、五条川小学校区内の岩倉北小学校区や岩倉東小学校区に近い場所に新たに用地を確保するとしている。これらの計画に沿って令和7年度末までに統合保育園を整備していく。 【スケジュール】 令和3年度 候補地域の選定 令和4年度 用地交渉、基本構想を策定するための市民会議の開催 令和5年度 用地取得、基本設計 令和6年度 実施設計、用地造成工事 令和7年度 建築工事、完成 令和5年度は、令和4年度に策定した基本構想をもとに基本設計や用地の測量業務及び地質調査業務を実施する。また、同時に用地の取得及び支障物件の移転補償を行うとともに、用地の取得等に必要な物件調査業務及び嘱託登記業務を実施する。	

ふれあいトーク記録書 （ 岩倉市商工会との意見交換会 ）

開催日時： 令和 4年 10月 12日(水)午前 9時 00分 ～ 午前 10時 30分
場 所： 市役所7階 大会議室
参加人数： 27人（商工会:13名、議員:14名）
次 第： 1. 開会あいさつ（商工会長、議長、総務・産業建設常任委員会委員長）
2. 意見交換会
 (1) インボイス制度の実施に向けて
 (2) コロナで困っていること・支援策
 ・プレミアム商品券 ・ペイペイポイント還元の効果
 (3) 燃料費・物価などの高騰の影響はどうか。
 (4) ビジネスサポートセンターの運営状況
 ・効果的だった事例について ・十分足りているか
 (5)桜通線のにぎわい
 (6)その他
3. 閉会あいさつ（副議長あいさつ）

項目	商工会の意見・質問	議会の応答
インボイス制度の実施に向けて	1000 万円以下の事業者については益税として手元に残していた。小さい事業者、一人親方の事業者はたいへんである。建設業者が負担するのか。収入の少ない人に影響がある。市として影響のある業者を助けることができないか考	市議会として、シルバー人材センターの会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずるよう強く要望する意見書を提出した。

	えてほしい。	
	商工会としても対象事業者の数は把握していない。1000万円以下は相当数いる。事業者の認識が進んでいない。税務署も認識をするよう対応している。商工会の全国組織では、インボイス制度の延期と消費税の軽減税率の見直しについて国に要望していく。	課題として、市は、市内の1000万円以下の事業者について把握していない。制度の周知が徹底していない。
	登録のお手伝いはしているが全ての事業者が登録するのは非常に難しい。 中止した場合でも現状は変わらないので課題はない。	来年の3月末までに登録は間に合いそうか。 中止をした場合混乱が広がらないか。
	11月11日商工会全国大会がある。全国の団体と協調していく。小規模事業者の排除にならないように注視していく。商工会連合会の指導を受けていく。	岩倉市商工会としてインボイス制度についての請願及び陳情を出されるお考えはあるのか。
	国がやろうとしていくことに従っていく。	物価上昇の中、インボイス制度を発足する時期が悪いと思うがどうか。
	市の公共事業では登録されていないことで排除しないようにお願いしたい。 商工会の人件費が足りない。配慮してほしい。	
コロナで困っていること・支援策 燃料費・物価	議員の皆さんはどのように感じているかお聞きしたい。	物価は高騰しており買い物の回数を減らすなど対処している。住民税非課税世帯、コロナ禍で収入が激減した世帯について5万円の支給を考えている。15歳以下の子どもに1万円給付。情報を発信していく。

などの高騰の影響はどのようなか。		昨年度臨時交付金 2 億 5 千万円、今年度も同額。幅広い市民、事業者に行き届く事業に充てていく。感染対策の助成はどうだったか教えていただきたい。プレミアム商品券の効果について教えていただきたい。キャッシュレス決済はどうか。使う世代によって 2 つが選択できるので両方行うのいいと思うがどうか。プレミアム商品券が売れ残った理由をどのようにお考えか。
	消費者としての意見は理解できたが事業者への立場の意見はないのか。	事業者が大変なことは十分に理解している。国、県、市の助成を知らない事業者もいる。周知徹底したい。今ある助成以外に必要な助成はあるか。
	飲食関係に特化した助成である。飲食以外には助成がない。現金配布は貯金になる。プレミアム商品券の拡充がよい。旅行の助成制度もいいと思うが行ける人だけが対象。受ける恩恵が全く違う。いろいろな人にお金が回る制度がよい。	
	キャッシュレス決済のほうは商工会とは関係がない。キャッシュレス決済機能の導入のきっかけとなった。新規のお客が増えたなどの事業者からの声はある。	
	登録業者 355 社、実際に使った業者 196 社。 市が国、県の助成の対象にならない、例えば理美容業者への助成をしたことは効果があった。 感染対策助成補助金は業種問わず利用できたので大変効果があった。商工会も積極的に紹介した。 仕入れ単価が上がった分、販売価格に反映できていない状	

	況にある。そういうところを商工会が支援していきたい。プレミアム商品券は、予約販売が周知されて今年のほうが売れ残りは少なかった。19 歳から 22 歳までの 3,4 セット対象者が 650 人いた。235 店舗から 248 店舗に増えた。毎年やってもらいたいという意見がある。大型店舗で使っている人が多いと思う。	
	市外の人にも購入していただいて岩倉市で使っていただくということはできないか。サービス業まで届かない。 「がんばる中小企業応援補助金」も大手企業で中小企業には届かない。中小企業が利用できる助成金制度を確立してほしい。	
ビジネスサポートセンターの運営状況	令和 3 年度相談件数 197 件、相談事業者数 92 件。 令和 3 年度「がんばる中小企業応援補助金」利用は 2 件。 令和 3 年度から令和 4 年度に関しては 24 事業者から相談を受けている。事例として、中古車販売業、自動車の受け入れについてオンライン等を利用しユーザーと接触しない方法を確立した。プラスチック製造業、新しい顧客開拓で展示会を行う。理美容事業者が建物を改築し、貸し出す事業に利用。 運営費の中の相談員の人件費が足りない。	
桜通線のにぎわいについて	市長の桜通線のにぎわいについて方針が見えない。議会としてどのように考えているのか 岩倉市の土地は高い。商業地に広場を作る意味があるのか。市役所がある場所も商業地。本当にこの場所に必要か。	にぎわい広場の基本構想作成中。 桜通線の整備だけではにぎわいは難しい。具体的な案は分らない。民間が公園を運用したり、いろいろな方法があると思う。滞在できる空間をつくる。

	議会でしっかり議論してほしい。 市民の意見を聞く場を作してほしい。	
	国の補助金を使っていると思うが、総額でどのくらい考えているのか。目標金額は。	予算規模は示されていない。
その他	「岩倉市中小企業・小規模企業振興基本条例」の中に市議会の責務として、 「第5条 市議会は、基本理念にのっとり、多様な主体との意見交換に努めなければなりません。 2 市議会は、中小企業等の振興に関し、市の事務執行の監視及び評価に努めなければなりません。」とあるが、2についてどのように評価するおつもりか。	調査・研究していく。

番号	受付けた日	件名	本文	回答
1	令和3年8月30日	選挙の投票場所について	私は東町在住ですが、岩倉団地のすぐ近くに住んでいます。投票場所は北小学校近くの会館です。一番近いのは岩倉団地の集会所で徒歩5分くらいですが、北小まで行くのに20分以上かかってしまいます。今はまだいいですが、おばあさんになったらとてもいけません。バーコードで把握されているようなので、投票場所はどこでも自分で選べるようになりますか？また、岩倉駅やアピタ、ピアゴなどに投票所を設けることはできないのでしょうか？投票率を上げるためにぜひご検討をお願いします。	市内商業施設や市役所以外の公共施設での期日前投票所の設置については、令和元年12月に財務常任委員会で政策提言を行いました。市の回答としてはシステムの変更や設置工事、人件費などに高額な費用がかかるなど、すぐに実現することは難しいとのことでした。また、複数の投票所において投票ができる共通投票所の設置については、本年9月定例会の決算質疑の中でお聞きしたところ、同様に費用面において課題があり、設置については研究している段階であるとの答弁がありました。
2	令和3年8月30日	歩道について	神明大社前のカーブになっている歩道ですが、ガタガタで、私自身も転んだことがありますし、高校生が転んでいるところを見かけたこともあります。危険なので、舗装し直していただくようご検討お願いできないでしょうか？よろしく願いいたします。	神明大一社前の道路は、県道となっています。岩倉市から県に要望していただくこととなります。市の道路であれば、担当課（維持管理課）で対応しますが、県道の場合は県の判断となりますので緊急の場合を除き時間がかかる場合があります。
3	令和3年9月6日	コロナ対策において	初めてサポーターになつての議会傍聴で、サポーター以外の一般の参加者もいらして驚いた。9／2（木）木村議員水野議員の一般質問を傍聴させていただき、興味のあるコロナ対策、入院状況、国民健康保険等の減税、身近な学校や施設等の対策等、実際の数字でお答えいただくと解りやすかった。今後の在り方、指針がもう少し明確だと市民の不安もなくなるが、ネットやホームページの数は現状はすぐ把握できるが、これから先コロナ増え、学校や集団で集まる際の規則が、公の場なら徹底できるが、個人個人の場でも徹底できるように、規則の強化を進めたい気がします。隣接している都市の規約に合わせるより、岩倉独自の方針でもいいと思う。大きな病院を持っていない岩倉市なので岩倉ならではの規定を作ってもいいのでは…※現に岩倉総合体育館では施設の使用料他市よりも古いのので安価料金で借りるのも他市からの利用者が平日多く、他市が利用不可の為かコロナ以来多くなってきた。駅前アピタ駐車場でも、無料の駅前大型スーパー名古屋に行く便利な事もあってか、一宮のナンバープレート車が目立つ。お客様なら街が活性化していいが、一日中停まっている車もある。コロナ禍において、他所からの利便性の悪用では市民は困る。公共施設なら市の管轄でできるでしょうが、民間施設では市が先頭にたって動けば、民間施設も考えていただけるでしょうから、まずは市の対策、コロナの感染増加を食い止めるにも、少しでも小さい事からでも推し進めていただきたいと思う。※9／3現在はかなり利用者は減っているが、個人で予約されている方、岩倉以外の市民以外の利用者もあるとの事です。	（サポーターからの回答要求なし）
4	令和3年10月25日	初めて議会を傍聴しての感想	1 みんな紳士淑女で感心した。 方言の飛び交う賑やかな会議かなと思っていたが、人が変わったようだった。 2 紙が多い 議案書と説明・報告書は一枚に出来ないのでしょうか。紙の節約 3 一般質問について 一般質問にこそ市民の期待事項が多いのに行政の通り一遍の説明で済ませているように思う。突っ込みがない。市長発言も少ない。 （例）スマートIC 岩倉市の費用負担はないのか？ランニングコストは発生しないのか？岩倉市が受ける利益見込みは？・・・など 私見は設置反対 また、質問のための質問はやめるべき。時間の無駄。市長の考えも聞くべき。 4 委員会承認議案を議会で長く説明する必要はないのでは。（議案第74号）	（サポーターからの回答要求なし）
5	令和3年10月25日	一般質問について	1 木村冬樹議員 (1)スマートICは反対 岩倉市や市民への利便に対する受益額（金額換算）と市の負担コストを比較の上判断してほしい。行政の見込みはど こも甘い。 (2)いわくらしや水 岩倉市をPRするならもっと真剣に販売促進策を講ずるべき。御上のやることはダメ。 2 水野忠三議員 (1)ごみ不法投棄問題 公園トイレに犬の糞を捨てる者など罰則規定条例を制定してほしい。（1,000円科料） 3 榎谷規子議員 (1)配食サービス・・・私が知らなかったので。 独居老人へのPRは行き届いていますか。 一般質問の内容は市民として当然の項目ばかりですが、行政（市）は真剣に考えていると思えない。（各部長の答弁を聞いていると）各議員さんも質問で済まさず事後フォローしてほしい。	（サポーターからの回答要求なし）

番号	受付けた日	件名	本文	回答
6	令和3年10月25日	その他 今後の取組み要望	1 気候危機への取組・・・岩倉市から発信 (1)小・中・高校生への啓蒙と彼等からの具体的発信活動 (2)市民への啓蒙（災害指導だけでなく）何か出来ないか？ 2 五条川への緋鯉稚魚放流 真鯉の大きいのばかりで気持ち悪い。安価な稚魚で良い。写真に撮りたい五条川にしてほしい。 3 市バスは何故出来ない。 対岸を北名古屋市、小牧市のバスがよく走っているが？ 停車駅とする病院、商業施設などに協賛してもらう、又、各市と提携するなどして市バスが出来ないか？市がどこまで研究した上で走らさないのか知らない。 4 他（余談） 保健所一階フロアの照明が暗い。気分も暗くなる。	1、 （1）中学校；社会・理科・総合的な学習の時間、学級活動や特別活動等において、地球温暖化、オゾン層の破壊など環境破壊の及ぼす影響などについて理解を深めるとともに、自然を守るための主体的な生活習慣が身に付けられるように地球規模の環境問題について、総合的に学習を進める環境教育をしています。 小学校；地球温暖化、水質や大気汚染などの環境問題について理解を深めるとともに、身近な自然環境の保全のために進んで行動しようとする態度を身に付けるよう環境教育をしています。 ・外部講師を招き、環境への関心を高める講演会を開催することもあります。 ・学んだことを校内や学級で発表している。また、地域の人たちに伝えるため、ホームページに掲載した学校もあります。 （2）地球温暖化が大きく影響しており、地球温暖化を防ぐ取組が気候危機を防ぐ取組につながります。地球温暖化を防ぐためには、二酸化炭素の排出量を減らすこと、吸収・除去量を増やすことが大切であり、市の取組として、以下の事業を行っています。 ・緑のカーテン講座を実施し、家庭で緑のカーテンを作る。※令和2・3年度は未実施 ・公共施設、事業所に設置してある緑のカーテンを通じて、地球温暖化に関する取組意識をもってもらう。 ・太陽光発電設備や蓄電池等の補助金交付により、地球温暖化対策に寄与する設備導入を喚起する。 ・「家庭でできる地球温暖化対策」の取組シートを活用し、啓発活動を行う。 ・ふれ愛まつりで、「環境フェア」ブースにて、パネル展示等を行い、周知啓発する。 ※令和2・3年度は、ふれ愛まつりが中止であったため、未実施。 2、 「岩倉の水辺を守る会」等が、水質汚濁により魚が住まなくなった五条川に魚を戻すため、鯉の放流を1980年代から1990年代にかけて実施していたため、現在の五条川に多くの鯉が見られるようになりました。しかし、今後新たに他の魚を放流することは五条川の在来種の生息に影響があり、後に生態系の一部を破壊する可能性があるため考えていません。 3、 市バス（定時通行型）は、予約の必要性がなく、一度に複数の人を運べること、目的地への到着時間がある程度見込むことができるメリットがあります。しかし、利用者がいなくても運行をする必要があり、利用者数によっては経費のみがかさむ状態になります。また、バス停の設置とその調整が必要です。 市が公共交通を扱うには、民間事業者（バスやタクシー）との調整も必要となっており、地域公共交通会議での合意形成が必要となります。市バスを運行する予定は今のところありません。 岩倉市では、令和元年10月より「ふれ愛タクシー」を運用している。民間の空き車両を利用したことで、予約の取りづらさが解消され、商業施設にも立ち寄れるようになりました。令和3年12月末時点で、2213人の登録があり、1日当たり60件ほどの利用があります。
7	令和4年1月20日	岩倉市への提案	1 12月15日（水）、市議会に傍聴。ショックだったのは、コロナ対策として議員と議員の間につい立てがありませんでした。模範となる代表の集まりとはとても思えませんでした。	（サポーターからの回答要求なし）
8	令和4年1月20日	岩倉市への提案	2 議題において、岩倉市の桜まつり等、市の名物をあげられていましたが（先回）、内容のステップアップの話がほとんどありません。現状に満足せず、コロナ終息後、新しい事が期待される内容の協議をお願いします。例えば桜まつりの桜並木を上空からドローンで撮影し、お祭り広場で披露していくとか、新しい取り組みをお願いします。 3 子育てへの取り組みもステップアップをお願いします。長野県松本市では「玩具図書館」があり、貸出し等に取り組んでいます。運営方法は一度調べて下さい。岩倉市に新たに住みたいと思える一つの提案です。従来の延長ではなく、角度を変えた事への取り組みをお願いします。未来への「SDGs」への取り組みにもなると思います。 4 大口町では、町を廻る巡回バスを運営しています。八剣町や野寄地区の住宅の促進に向け、岩倉市にトータルで住宅開発と、市をめぐる運営が必要だと思います。市全体が便利になり、高齢化社会への取り組み、車に乗れなくなる免許証返納の市民に対する取り組みにもなると思います。	（サポーターからの回答要求なし）

番号	受付けた日	件名	本文	回答
9	令和4年1月22日	ある意味羅針盤で目指す方向を探ってもらい大きな目標には早め早めに市議会一丸となって市を動かし実現しよう	議員の皆様いつも議員活動ご苦労様です。今後の岩倉市の将来を語るのに欠かせない事に少子高齢化人口減少をいかに最小限に食い止めるかが、問題ではないかと思います。 この状況は岩倉市だけではなくほぼ全国どこ自治体でも共通の課題ではないでしょうか 過去岩倉市でも色々な所で、調査、研究、アンケート等でもほぼ問題は出尽くしているように思います 後はそのデーターを活かし方向を定め如何に実行するかが問題ではないでしょうか そこで提案ですが、マスコミ等でよく紹介されていますが、「母になるなら、流山市」 私もサラリーマン時代仕事で何回か言った経験がありますが、多分岩倉市で必ずトライしなければならないテーマだと思います、昼間人口を増やし、若いカップルを呼び込み、その後流出人口をできるだけ抑え、定住して頂く、それには少なくとも、お母さん方の仕事を確保する必要があると思います、それには子育てのできる住宅と流山に代表されるような生活環境整備が必要かと思ひます、その為には岩倉市の財務の健全化をさらに推し進め積極的に展開する必要があると思ひます、そこで各議員さんをお願いしたいことは、議員さんの仕事は住民の奉仕者としてあらゆる幅広い仕事がある事は承知しているつもりですが、住民の代表として、大所高所より見つめ各会派が協力できる事、しなければならない事を協議し具現化する事が大切かと思ひます。 例　桜祭り3年中止を受けこのチャンスに屋台の在り方を考える。（地元業者を増やす、貸地代値上げ等々）又生活保護費に効率的な使い方（目的は生活保障と思うので、効率的な使い方等）私も過去何回か申しあげていますがほとんどお答えが頂けません、何事も大局観が必要で、まとまれば、市議会上げて市に要望。	少子高齢化、人口減少の問題については、非常に重要な課題と考えております。市長も子育て政策については力を入れており、今年度から始まった「子ども医療費の無償化」を18歳まで延長されるなど様々な施策を実施されております。ご提案いただいた、千葉県流山市の取組についても岩倉市で取り組めるものについて、検討していきたいと考えております。保育園送迎ステーション事業は、過去に議会でも流山市を視察し、その効果について検討した経緯があります。また、さくら祭りの屋台のあり方についても、3年間の延期を機に議会において議論を進め、新しい提案ができるよう検討してまいります。
10	令和4年1月28日	一般質問（12月13、14、15日午前中）を傍聴して感じたこと	1　質問の主旨（何故この質問をするのか）を先ず明確に説明してほしい 2　前段が長い説明は皆の時間を無駄にする。皆が知っている（例：地球温暖化、認知症）ことの説明は簡潔に。議員のスクープ情報なら良いのですが。 3　再質問は出来ないのか。行政側の通り一遍の回答に対し「ありがとうございました」で大体終わっているが、具体的内容質問が出ないのは？一般質問をする限り、議員が何か問題を感じている筈、又前もって自身が調べている筈だが。また質問内容で議員自らが調べれば分かる内容も多いと感じる。質問のための質問提出ではない筈。聞き置くだけ？ 4　提案が必要では（質問に対する）。片岡議員の質問の仕方や提案は良かった。問題意識に対する提案をもっとして頂きたい。	（サポーターからの回答要求なし）
11-1	令和4年1月31日	派遣や業務委託について	今回のような新型コロナ予防接種・子育て世代に対する給付金などの臨時事務業務について、派遣を避けるべき、との討論がなされていましたがあまり突っ込んだ議論にならなくて残念でした。 市職員で効率的に進めるのが順当だと思いますが、このような大規模な事務業務が発生してしまった場合には派遣に頼らざるを得ないと思ひます。 実際どこにどのような形で派遣を頼んでいるのか、市民には全然見えません。 このような場合でも入札などで決めているのでしょうか？ 勉強不足で申し訳ないのですが、財政調整基金の使い道はだれがどのように、どのようなタイミングで決定しているのですか？	・人材派遣や業務委託の選択は事業内容や事業の開始時期・期間等によって異なります。事業者の選定については、新型コロナウイルス関連などの急な対応については、入札を省略し、契約の相手側を決める随意契約で行うことができました。 ・財政調整基金とは、岩倉市財政調整基金条例の規定に基づき、市財政の各年度間における財政調整のために設置してあります。活用については、財政を担当する執行機関において実施計画や予算編成の際に検討し、議会で審議し決定します。
11-2	令和4年1月31日	保育園送迎ステーションについて	1世帯当たり60～70万円かかっているということですが、利用者が増えれば1世帯当たりの事業費が減っていくのでしょうか？ もう定員に近く、これ以上増やせない状況なののでしょうか？ 継続していくにはどのようになっていけばいいのかわかりませんでした。	・1世帯当たり60～70万円かかることについては、決算額を利用人数で割った数値なので、利用人数が増えれば減ります。市の財政負担面では、事業費の1/2は国の補助金を受けています。 ・利用者は増えています。現在の利用者数は運営上需要・供給のバランスがとれた状態と聞いています。この状態を続けていけば継続できると考えます。
11-3	令和4年1月31日	石仏駅について	昨年10月より東駅舎ができ、岩倉市の土地であるから売るべきだった、利便性を考えて無償譲渡でよかった、との討論がありましたが、そもそも駅舎を作る前に検討すべき事項ではないのでしょうか？	・名鉄石仏駅東側駅舎が設置される前、上りホーム（名古屋方面）を利用する場合は大変不便な状態でした。従来の西側駅舎からの利用で、構内の跨線橋を渡る必要があり、バリアフリー化がされていませんでした。地元住民や駅利用者からは駅東口改札口の設置要望を市に提出していました。 名鉄が令和3年度末までに石仏駅全体のバリアフリー化を行うことに合わせ、市側からの要望である駅東口への改札口を設置することが決定されました。 当初より、名鉄側には駅舎として必要となる用地の売買や借地の考えはなかったと考えます。

番号	受付けた日	件名	本文	回答
11-4	令和4年1月31日	一般質問 教職員の働き方改革について	昔、小学校ではあらゆる教科を担当が受け持っていましたが、今でもその傾向は変わらないのでしょうか？ もう何十年も前ですが、岩倉東小学校6年生の時に社会だけ受け持ってくれた先生がいらっしやって、とても面白く歴史の授業に興味を持ちました。 先生方も得意な教科は、やりやすく、授業の準備も集中できるのではないのでしょうか？ 子どもたちもいろいろな先生に接したほうが、気の合う相談しやすい先生を見つける確率が高くなるのでは？と思います。 また、PTAの役員をしていた時に、これ必要？と思う会議や研修がありました。 今までやってきているから…ということで参加しましたが、こういうことが学校にまだ残っていないか検証が必要だと思います。 思い切ってやめてみて、やはり必要だったというなら復活すればいい、くらいに業務を減らさないと。 IT関連の先生方の負担も増していると思いますので、前例踏襲をやめなければいつまでたっても先生方が疲弊してやめてしまう…という悪循環が続くと思います。 私の勤め先にも、以前学校の先生をしていたのですが、忙しくて辞められた方がいます。 思い切ったことをしないと、どんどん先生方が疲弊して辞められるのではないかと心配しています。	・岩倉市の小学校では、５・６年生を中心に、外国語（英語）を専科指導教員に、算数や図工・音楽などは専科指導や少人数指導などを行っています。学校によっては、理科や社会、体育や家庭科などの教科を学級担任間で交換し、教科担任制を推進しています。 ・教員の多忙化解消、長時間労働の是正など働き方改革の見直しとしては、会議や行事の精選などの日常業務の見直し、部活動の在り方の見直し、時間外業務となるPTA活動の精選などに具体的に取り組んでいます。教職員一人ひとりがこれまでの働き方を見直すよう意識改革も促しています。 ・議会でも一般質問で取り上げ、教員の働き方改革について提案しています。
11-5	令和4年1月31日	一般質問 希望の家について	私も子供たちが小さいときに、安価で宿泊させてもらいました。 子ども会・子供たちがスポーツ少年団で剣道をしていましたので、そこのおたのしみ会などに使いましたが、一般の認知度は高くない気がします。 認知度を上げればサークル活動などで使いたいところがあるかもしれません。 残念ですが、建物ごと譲渡で話が進みそうなら、売るということも必要かもしれません。	青少年宿泊研修施設「希望の家」については、過去に市民の皆様からご意見を頂くなど、議会においても存続に向け検討をしてまいりました。しかし、令和2年度に市の担当課において市内に事業所を持つ１６の社会福祉事業者に対しアンケート調査を実施し、建物譲渡を希望又は検討すると回答した事業者が6者あったため、今後は、社会福祉施設としての活用を前提として譲渡条件の決定や譲渡先の選定に向けて手続きを進めており、令和5年度の指定管理者との契約終了までに民間への譲渡が検討されています。
11-6	令和4年1月31日	一般質問 スマートＩＣについて	岩倉市にICが無いので余計気になります。 江南市は不参加とありました。 「不参加」と言っても場所的に江南市も影響はあると思いますので、負担していただくことはできないのでしょうか？ お手数でなければお時間かかっても構いませんので、派遣の件と財政調整基金について教えてください。よろしく願いします。	スマートインターチェンジについては、当初、岩倉市、一宮市、江南市の3市で会議体を持ち検討、協議が行われていました。江南市は諸事情により協議から外れ、令和3年から岩倉市と一宮市の2市で検討することとなりました。
12	令和4年4月5日	議会基本条例検証特別委員会を傍聴して（4月5日）	検証されていることに感心致しました。 １　第5条2項の条文について ---市民の代表として---あるが、市民の代表、代弁者として、代弁者を加えては？ 市民は行政の提案に○×だけの代表者でなく、代弁者に税金を納め議員報酬を払っている。 ２　第5条2項の課題、今後の取組みについて (1)議員提案件数の目標値を掲げる。 (2)課題・取組みについては目標値、時期(いつまで)を入れるべき。 ３　第17条の課題、今後の取組について---私見 (1)監査委員について 任期は４年、人数は議員２名と公認会計士とする。民間企業では監査役の責任が大きくなっている。議員の１人は経験者、もう１人は次の選挙で再選を目指す人とする。膨大な資料を見て覚えるのは大変な作業。 (2)タブレットは議員に貸与すべき。 (3)傍聴者の氏名把握は必要。但し個人情報についての記述は申込書に必要。 (4)議員間討議(本会議での)は必要。そのために会派があるのでは？ ４　評価は５段階として、「達成」を加えるべき。 ５　その他 地域の小さな問題や課題を自らが歩き見付けてほしい。(例　公園のトイレがきたない、横断歩道の白線がうすくなり見えない…etc) それを行政に伝え早く解決してほしい。行政はやりたくないのが本音なので、議員さんが代弁してほしい。困り事、解決件数も目標課題にしては？	(サポーターからの回答要求なし)
13	令和4年4月5日	提言	１　「検討します」「勉強します」「研究します」の回答に対しては、その期限、期間を決めるべき。いつまでにやってくれるのかを、検討結果が問題でなく、互いに質問、回答への責任を持つべき。 ２　検討結果を次の議会で回答してほしい。言い置く、聞き置くだけを防ぐべき。 ３　質問項目をまとめたの質問は出来ないか。 （例）井上議員の、質問１（１）の③④⑤、質問６（２）①②など、一項目として質問出来ないか。時間短縮にもなる。	(サポーターからの回答要求なし)

番号	受付けた日	件名	本文	回答
14	令和4年4月5日	要望	1 公園、遊園の窓口は一本にすべき。どの課が管理しようが、市民には関係ない。受付窓口はひとつにして市役所内で連携すべき。ホームページを見ている人は少ない。 2 保育園の紙おむつ処分について。保育士の声を聞き、市は何らかの対応をすべき。少子化対策としても。 3 曾野遊園地以西（下流）の整備をしてほしい。市中心部だけでなく、下流域の整備。（せめてベンチ） 4 保健センター1階ロビーの照明もっと明るく…前にも要望したが、今年も健康診断のため行ったが、暗い。ランプも古い。気分明るく健診を受けたい。大野議員のLED化進めてほしい。 5 離農しない、させない対策を知恵を出して講じてほしい。食糧危機に近い将来必ずやってくる。農家を集めて考えてほしい。	（サポーターからの回答要求なし）
15	令和4年4月5日	若い世代の働きやすい街	市議会サポーターに参加して感じたことは、議員さんがあらゆる方面で、問題を解決、努力なさっているが、市民に届いていない気がします。新聞や議事報告されていても関心が薄い。コンパクトシティーだからできる住みやすい、若い世代を呼び込んで活性した市にしてほしい。それには若い世代働きやすい環境作り、駅前の市役所生涯学習センター利用して保育園とか、通園帰宅時だけの援助（送迎）等などの子育て支援を、働く人の為に援助。サポーターさんの育成で若い世代の方達が働きやすい援助が出来たらいい。また不登校やいじめの問題でも学校に行けなくなる引きこもり以前に学校への送迎とか託児所とかへの参加に援助するサポーターさんの育成強化すると、引きこもり防止になるかも。…高齢者には民生委員とかデイサービスケア、ケアマネさんとかあるが、子ども達もコロナ禍で学校にもストレス感じている子どもも多いと思うので、メンタルケア相談できるような、支援できる制度の強化を願いたい。	（サポーターからの回答要求なし）
16	令和4年4月5日	緑あふれるきれいな街づくりに	魅力ある街作りに！街を緑や花を増やして潤いある市にしてほしい。ゴミ、雑草をボランティア的に？？先日スポーツ協会のアダプトプログラムの清掃参加した時、用水とか溝に落ち葉、缶等のゴミが沢山あり、道路等の溝が、ゴミであふれていたりする。先日の大雨の時など駅前もかなり水があったので、溝、側溝の掃除を町内等ボランティア的に行ったらどうか。謝礼に市のゴミ袋出すとかポイント制作ったりしてボランティア行事率先して、市民参加のきれいな街にしてはどうか？	（サポーターからの回答要求なし）

岩倉市議会基本条例の検証シート（令和４（2022）年度）

岩倉市議会基本条例第27条の規定により条例の達成状況を次のとおり検証します。

議会基本条例		令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第1条	（目的）		□概ね達成 □一部達成 □未達成 ☑その他（対象外）			
第2条	（定義）		□概ね達成 □一部達成 □未達成 ☑その他（対象外）			
第3条	（基本原則）		□概ね達成 □一部達成 □未達成 ☑その他（対象外）			
第4条	（議会の責務と活動原則）	議会は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。				
	（１）	公正性、透明性等を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すこと。	・ 本会議及び常任委員会の録画配信について年間を通して行った。	□概ね達成 ☑一部達成 □未達成 □その他（対象外）	・ 退席の意見表明の場についてさらなる検討をする。 ・ 正副議長の所信表明に対する質疑応答を研究する。 ・ 委員会室マイクシステムを更新する。 ・ 会議録反訳ソフトの導入を検討する。 ・ 議員派遣の議決（視察・議会報告会等） ・ 政務活動費の透明化（後払い、第三者監査等） ・ 特別委員会・協議会等の録画配信を検討する。 ・ 録画配信の効果について検証する。	【令和３年度】 ・ 常任委員会の録画配信について年間を通して行った。 【令和２年度】 ・ 委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った。 ・ 退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした。 ・ コロナ対策における議員報酬の削減や議会費の一部執行停止を決議として行った。
	（２）	市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めること。	・ ふれあいトークを11回開催した（議会サポーター8回、市民活動団体1回、商工会1回、農業委員会1回）。 ・ 議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。	□概ね達成 ☑一部達成 □未達成 □その他（対象外）	・ ふれあいトークの改善（参加・発言のしやすさ、オンラインでの企画、女性・若者対象、開催要綱の改正等）	【令和３年度】 ・ ふれあいトークを4回開催した（議会サポーター3回、市民活動団体1回）。 ・ 市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・ 議会ホームページを活用したオンラインによる意見募集を2回行った（9月定例会後、3月定例会前）。 【令和２年度】 ・ ふれあいトークを4回開催した（議会サポーター3回、市民活動団体1回）。 ・ 市民活動団体とオンラインでのふれあいトークを開催した。 ・ 議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。3月定例会で質疑に反映した。
	（３）	市の条例、規則等に対し、常に検証を行うこと。	・ 議会個人情報保護条例を制定した。 ・ 市交通安全宣言の見直しについて協議した。	□概ね達成 ☑一部達成 □未達成 □その他（対象外）	・ 要綱を公開するよう市に申し入れる。 ・ 引続き、議案に関連する条例については、注意を払っていく。 ・ 岩倉市独自の既存条例を検証する。 ・ 会議規則の調査・研究を行う。	【令和３年度】 ・ 「岩倉市議会会議規則」、「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」等を改正した。 ・ 議会ホームページに議会に関する要綱を掲載した。 ・ 要綱の公開について市に状況確認を行った。 ・ 市の要綱及び要領の名称一覧表の提供を議長から市長に依頼し、提供された。 【令和２年度】 ・ 新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規程」 ・ 市交通安全宣言の見直しについて協議した。
	（４）	市民の傍聴意欲が高まるように、わかりやすく工夫した議会運営を行うこと。	・ 一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・ 各定例会で引き続き非接触体温計カメラを設置した。	□概ね達成 ☑一部達成 □未達成 □その他（対象外）	・ 傍聴席からモニターが見にくいので、改修を検討する。 ・ 傍聴規則の見直し	【令和３年度】 ・ 一般質問において、各議員が資料及びモニターを積極的に活用した。 ・ 各議員がモニターの字が大きく表示されるように工夫した。 ・ 3月定例会において非接触体温計カメラを設置した。 【令和２年度】 ・ コロナ禍において傍聴自粛を呼びかける一方で、傍聴者の安全対策として、アルコール消毒・記名・座席の間隔を開ける等を行った。

議会基本条例		令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第5条	(議員の責務と活動原則) 議員は、次に掲げる原則に基づき、活動を行わなければならない。					
	(1)	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	・ 常任委員会において委員間討議を旺盛に行った。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・ 改めて、本会議における議員間討議のあり方を検討する必要がある。	【令和３年度】 ・ 常任委員会の請願審査において委員間討議を旺盛に行った。 【令和２年度】
	(2)	市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高めて、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）	・ 監査委員の複数年任期検討	【令和３年度】 【令和２年度】
	(3)	議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】
第6条	(議員研修の充実強化)					
		議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。	・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 議会改革をテーマとした他市町議会からの視察（計19市町）に2班及び3班に分けた議員で対応した。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・ 議会と大学の連携 ・ 公開講演会の開催 ・ 法制執務研修	【令和３年度】 ・ 総務・産業建設常任委員会がオンライン視察を行った。 ・ オンライン視察2件の受入れ対応をした。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先遣地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した。 【令和２年度】
第7条	(議会図書室の充実)					
		議会は、議員の調査研究及び政策立案に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、その充実に努めるものとする。	・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・ 政務活動費で購入した図書及び市が購入している図書について情報の共有化を研究する。	【令和３年度】 ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 議員に議会費で購入してほしい図書の案内を行った。 【令和２年度】 ・ 新規の図書入荷情報を議員にメールし共有した。 ・ 分類見出しを設置したことで図書を探しやすくなった。
第8条	(会派)					
	1	議員は、会派を結成することができる。	・ 会派に属さない議員が3人となった。	☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】 ・ 新しい会派が結成された。会派に属さない議員が2人となった。
	2	会派は、共通の理念を持つ集合体であって、政策立案又は提案を行うための調査研究に努めなければならない。	・ 各議員が研修等に参加した（オンライン研修4回、対面研修9回）。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・ 各議員がオンライン研修等に参加した（計17回）。 【令和２年度】
第9条	(政務活動費の執行及び公開)					
		会派又は議員は、政務活動費の執行に当たっては、岩倉市議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年岩倉市条例第33号）を遵守し、その政務活動費の使途及び調査研究その他の活動の結果については、市民に積極的に公開し、説明責任を果たさなければならない。	・ 収支報告書と領収書をホームページ上でリンクさせた。 ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している（平成28年度分～）。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・ 収支報告書と研修報告書をホームページ上でリンクさせることを検討する。	【令和３年度】 ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している（平成28年度分～）。 【令和２年度】 ・ 各会派及び無会派の議員全ての収支報告書を領収書と共にホームページに掲載し公表している（平成28年度分～）。 ・ コロナ禍の状況をみて、事務経費を除き返納した。

議会基本条例		令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第10条	(市民参加及び市民との連携)					
	1	議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。	・次回会議までに会議録を概ね作成することができた。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・次回会議までに会議録を作成することができた。 【令和２年度】 ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録をスムーズに作成し、公開することができた。
	2	議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）	・参考人制度及び公聴会制度を活用する発議がなかった。	【令和３年度】 【令和２年度】
	3	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。	・陳情を請願並みに取り扱うことについて、議運で議論した。 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた（９月：第14号）。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた（６月：第１号及び第２号、９月：第４号）。 ・陳情第５号を請願同様に扱い採決した。 【令和２年度】 ・採択、不採択の二者択一ではなく、請願者の願意に沿って、十分な議論のもとに趣旨採択や一部採択を活用し適切に扱った。 ・陳情の意見陳述の機会を設けた（６月：第１号及び第２号、９月：第４号）。 ・議会運営委員会に付託した請願について、議会基本条例推進協議会にて全員の意見を聴くなど慎重かつ時間をかけて扱った（９月請願第４号）。 ・採決した全ての請願において提案者による意見陳述の機会を設けた（６月：第１号　９月：第２～４号まで　１２月：第５、６号）。 ・採択した請願を市長に送付した後、処理の経過及び結果の報告を請求することを確認した。
	4	議会は、岩倉市議会サポーターを設置し、市民から要望、提言その他の意見を広く聴取し、議会運営に反映させるものとする。	・５期目のサポーター制度を実施した。 ・無作為抽出15人、継続者７人による計22人市議会サポーター５期目として委嘱した。 ・議会サポーターから26件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した（実績：８回）（第４条第２号 再掲）。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・４期目の市議会サポーター制度を実施した。 ・無作為抽出13人、公募１人、継続者３人による計17人を市議会サポーター４期目として委嘱した。 ・議会サポーターから11件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・議会サポーターとの意見交換会を定例会後に開催した（実績：３回） 【令和２年度】 ・３期目の市議会サポーター制度を実施した。 ・新型コロナの影響で無作為抽出と公募は実施せず、２期目からの継続希望者のみを市議会サポーター３期目として委嘱した（８名）。 ・議会サポーターから15件の「議会サポーターの声」をいただき、議会運営委員会を中心に議論し、市議会サポーターへ回答を返した。 ・本会議、委員会等の傍聴のほか、議会基本条例推進協議会、議会基本条例検証特別委員会への出席も案内し促した。 ・議会サポーターとの意見交換会の回数を増やし、毎定例会後に開催することとした（実績：４回）。 ・第3者検証に向けた試みもあり、議員が行った検証に対し議会サポーターと意見交換をすることにした。 ・１期目の議会サポーターの声に対し、再回答を作成しホームページに掲載した。 ・議会サポーター用に委員会傍聴の際に予算書だけでなく積算内訳書を用意した。
	5	議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。	・ふれあいトークを11回開催した（議会サポーター８回、市民活動団体１回、商工会１回、農業委員会１回）。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った（９月定例会後、３月定例会前）（第４条第２号 再掲）。 ・Web会議ツール有償版を用いてサポーターとのふれあいトークを行った。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・市議会サポーターとの意見交換会を３回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を１回実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した意見募集を行った（９月定例会後、３月定例会前）。 ・オンラインでの会議や、ふれあいトークに活用するため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された。 【令和２年度】 ・市議会サポーターとの意見交換会を４回実施した。 ・市民活動団体とオンラインでの意見交換会を実施した。 ・議会報告会の代わりにホームページ等を活用した議案に対する意見募集を行った。３月定例会で質疑に反映した（第４条第２号 再掲）。

議会基本条例		令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第11条	(広報広聴機能の充実)					
	1	議会は、議案等に対する議論及び各議員の態度を議会広報・岩倉市議会ホームページで公表するなど、情報の提供に努めるものとする。	・次回会議までに会議録を概ね作成することができた（第10条第1項再掲）。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った（第4条第1号 再掲）。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開している。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 ・次回会議までに会議録を作成することができた（第10条第1項再掲）。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開した。 ・議会だより編集方針において、一般質問のページの原稿提出期限を定例会最終日の前日に改めた。 【令和２年度】 ・コロナ禍で視察対応等が無かったため、時間的余裕があり、会議録がスムーズに作成できた（第10条第1項再掲）。 ・ホームページでの新たな配信情報として、議会メッセージ、コロナ対応の取組みを掲載した。 ・常任委員会における審査を録画配信した。 ・議会関連の要綱をホームページ上に公開していくこととした。 ・ホームページへの議案の掲載時期を見直し、告示日以降の開会前に掲載することとした。
	2	議会は、多様な広報広聴手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つように努めるものとする。	・５期目の市議会サポーター制度を実施した（第10条第4項 再掲）。 ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った（第4条第2号 再掲）。 ・本会議及び常任委員会の録画配信を年間を通して行った（第4条第1号 再掲）。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを公開している。 ・市議会だよりの音声版について音訳ボランティアとの意見交換を行い、予算要求した。 ・議会サポーターへ議会だよりについてのアンケートを行った。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・SNSを利用した広報の具体化を執行機関と協議していく。 ・オンラインによる広聴のあり方について検討する。 ・議会だよりの改善を図る（子ども向けページの作成、市民参加のページ、写真の掲載等）。 ・録画配信ページに議事録へのリンクを掲載する。	【令和３年度】 ・４期目の市議会サポーター制度を実施した（第10条第4項 再掲）。 ・ホームページを活用し、市民から決算及び新年度予算事業に対する意見募集を行った（第4条第2号 再掲）。 ・常任委員会の録画配信を年間を通して行った（第4条第1号 再掲）。 ・ホームページに、議会のあらましを説明する子ども向けで分かりやすいページを作成した。 【令和２年度】 ・３期目の市議会サポーター制度を実施した（第10条第4項 再掲）。 ・ホームページを活用し、新年度予算事業に対する意見募集を行った（第4条第2号 再掲）。 ・委員会放映に向けて検討し、12月定例会から常任委員会の録画配信を行った（第4条第1号 再掲）。
第12条	(議会と市長等との関係) 議会は、市長等の監視及び評価を行い、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。					
	(１)	議会の本会議における議員と市長等の質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、原則一問一答の方式で行うものとする。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】 ・全ての本会議における質疑応答において、一問一答で行った。
	(２)	議長から本会議並びに常任委員会及び特別委員会への出席を要請された市長等は、議員の質問に対して議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】
	(３)	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合においては、文書により回答を求めるものとする。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】 ・１名の議員が上下水道課に対し文書質問を１回行った。
	(４)	市長等は、議員から要請等があった場合において、両者の関係の透明性を図るため必要と認めるときは、当該要請等を文書により行うよう求めることができる。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		【令和３年度】 【令和２年度】

議会基本条例		令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第13条	〔議会審議における論点情報の形成〕					
		議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 （１） 政策の発生源と提案に至るまでの経緯 （２） 政策効果等 （３） 他の自治体の類似する政策との比較検討 （４） 市民参加の実施の有無とその内容 （５） 総合計画との整合性 （６） 財源措置	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
第14条	〔予算及び決算における政策説明資料の作成〕					
		議会は、市長が予算及び決算を議会に提出する際は、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を求めるものとする。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		・行政評価のあり方	【令和３年度】 【令和２年度】
第15条	〔資料の提出その他の協力〕					
		議会は、自らの政策形成並びに市政及び市長等の事務に係る監視及び調査を行うため、市長等に対し、文書により、資料の提出又は説明その他必要な協力を求めることができる。	・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。 ☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・執行機関に対し、文書にて13回の資料要求を行った。 【令和２年度】 ・執行機関に対し文書にて５回の資料要求を行った。
第16条	〔法第96条第2項の議決事件〕					
		法第96条第2項の議会の議決すべきものは、市政における重要な計画等の決定に当たり、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想並びにこれに基づく基本計画の策定及び変更その他議会が必要と認め、市長等が認めたものとする。	☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】 ・第5次総合計画検討特別委員会を設置し、11回にわたって検討した。 ・第5次総合計画審査特別委員会を設置し、議案の審査を行った。
第17条	〔運営の原則〕					
	1	議会は、市民に開かれた運営を行うものとする。	・５期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された（第10条第4項 再掲）。 ☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・４期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関する意見が提出された（第10条第4項 再掲）。 【令和２年度】 ・３期目の市議会サポーター制度を実施し、議会運営に関して意見が提出された（第10条第4項 再掲）。
	2	議会は、合議制機関として、円滑で効率的な運営に努めなければならない。	・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア（LINE WORKS）を活用した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った（第6条再掲）。 ・タブレット導入に向けてオンライン視察を行った（長野県茅野市議会）。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・タブレット導入検討 ・常任委員会、委員長の複数年検討 ・全員協議会資料のデータ配信 ・議員への連絡事項のデータ配信化 ・通年議会	【令和３年度】 ・議員への連絡事項や会議日程の効率化のため、グループウェア（LINE WORKS）を導入した。 ・押印廃止に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・オンライン視察対応のため、Web会議ツール有償版について検討し予算要求した結果、新年度予算に計上された（第10条第5項 再掲）。 【令和２年度】 ・議員への連絡事項・配布資料や会議日程の効率化のため、グループウェアなどのICT化を検討した。 ・グループウェアを活用し全議員をグループにした情報共有に取り組んだ。 ・全員協議会での資料について、データ配信化を検討した。 ・議事録作成の効率化に向け、執行機関にある反訳ソフトの機器を借りて、協議会で試した。 ・押印に関する見直しを行い、要綱等を改正した。 ・委員会室のWi-Fi整備した。 ・委員会室にPC電源を確保した。

議会基本条例			令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
	3	議会は、言論の府として議員の発言を保障し、かつ、議員相互間の討議等の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。		☒概ね達成 ☐一部達成 ☐未達成 ☐その他（対象外）		・本会議における議員間討議を引き続き検討する。（第5条第1号 再掲）	【令和３年度】 【令和２年度】 ・退席の意見表明について引き続き検討し、試行的に、事前申出の上、討論の前に行うこととした（第4条第1号 再掲）。
	4	議会は、政策を提言する機能を十分に発揮するため、議会組織の柔軟な活用に努めるものとする。	（総務・産業建設常任委員会） ・「指定金融機関の在り方について」の研修と「交通安全都市宣言について」の見直しを含めた研修を行った。 ・インボイス制度導入について協議・検討を重ね、全委員合意の上、「インボイス制度導入において、慎重な対応と支援強化を求める意見書」を国に提出した。 （厚生・文教常任委員会） ・緊急通報システム管理事業について協議した。 ・塵芥処理費について協議した。 ・小学校、中学校施設管理費について協議した。	☒概ね達成 ☐一部達成 ☐未達成 ☐その他（対象外）			【令和３年度】 ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った。 【令和２年度】 ・岩倉市議会政策提言の実施に関する要綱を作成し、提言に対する共通理解とより充実した内容ができるように取り決めた。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った。
	5	議会は、自らの改革に継続的に取り組むものとする。	・議会基本条例推進協議会では２つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・Web会議ツール有償版を用いて2件のオンライン視察対応を行った（第6条再掲）。	☒概ね達成 ☐一部達成 ☐未達成 ☐その他（対象外）			【令和３年度】 ・議会基本条例推進協議会では２つのチーム（ICT・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・10月甲州市、11月湖西市と正副議長及び広報委員会でオンライン視察対応を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った（第11条第１項 再掲）。 ・「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正を行った。「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」、「新型コロナウイルス感染症に対する議員の対応について」を申し合わせ事項に追加した（第４条第３号 再掲）。 【令和２年度】 ・議会基本条例推進協議会では３つのチーム（ICT・BCP・市民参加）を編成し、課題の検討を行った。 ・常任委員会における審査の録画配信を行った（第11条第1項 再掲）。 ・欠席事由における標準会議規則の改正、オンライン会議に向けた委員会条例の改正を検討した。 ・新たに次の要綱等を整備した。「岩倉市議会政策提案の実施に関する要綱」「岩倉市議会の議会動画のインターネット配信に関する要綱」「岩倉市議会議員防災服等貸与規定」（第4条第3号 再掲） ・議会報告会及び意見交換会実施要綱を見直した。 ・慣例及び実例集を見直し改正した。
第18条			（議員定数）				
		議員定数は、本条例に沿った議会としての機能を果たすのにふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の定数を定める条例（平成14年岩倉市条例第18号）により定めるものとする。		☐概ね達成 ☐一部達成 ☐未達成 ☒その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】

議会基本条例		令和４年度の実組実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の取組実績等
第19条（議員報酬）						
	1	議員報酬は、本条例に沿った議員の責務と活動にふさわしいものとするを基本とし、岩倉市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成３年岩倉市条例第８号）により定めるものとする。	☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】 ・市民生活の実態をみて、新型コロナ対策への財源確保のため、８か月10%を削減する条例を制定した。
	2	議会は、議員報酬の改正に当たっては、市政の現状、課題、将来予測等を十分考慮し決定する。	☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
第20条（議長及び副議長）						
	1	議長は、議会を代表し、議場の秩序保持、議事の整理及び議会事務を統理し、並びに公平公正な議会運営に努めなければならない。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
	2	議長は、議会全体の代表者として、中立性のある活動を行うものとする。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
	3	副議長は議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長の職務を行うものとする。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
第21条（委員会の運営）						
	1	委員会は、所管に関わる市政の課題について、議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を積極的に行うものとする。 （総務・産業建設常任委員会） ・愛知県豊田市の「とよたEcoful Town」について行政調査を行った。 ・議会の閉会中においても、「指定金融機関の在り方について」の研修を行った。 ・議会の閉会中において、商工会・農業委員会との意見交換会を実施し、情報の共有及び意見交換を行った。 （厚生・文教常任委員会） ・福井県鯖江市の「眼育さばえプロジェクト」について行政調査を行った。 ・福井県あわら市の「２学期制の導入」及び「学力向上に向けた取組」について行政調査を行った。 （財務常任委員会） ・決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・財務常任委員会は、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会は、食品ロス削減、ブランド野菜の推進、五条川健幸ロードの除草対策について代表質問を行った。その際、委員会で内容を協議する場も設けた。 ・厚生・文教常任委員会は、適応指導推進事業、生涯学習講座のオンライン化について政策提言に向けた協議を行った（第17条第４項 再掲）。 【令和２年度】 ・財務常任委員会では、決算審査を基に協議会を活用し課題をとりまとめ、所管する委員会での検討事項とした。 ・総務・産業建設常任委員会では、放置自転車や自転車駐車場について政策提言を行った。その際、議員全員での内容を協議する場も設けた（第17条第4項 再掲）。 ・総務・産業建設常任委員会では、選挙における投票率向上に向けた取組の追跡調査を行った（第17条第4項 再掲）。 ・市議会サポーターの声（交通安全宣言・思いやり条例）に対し参考資料を配布するなど検討した。

議会基本条例			令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
	2	委員会は、その意思決定に当たり、市民等の意見聴取に努めるとともに、委員相互間の自由な討議を行うものとする。	・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した。（第４条第２号 再掲）	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・財務常任委員会は、決算審査及び新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した（第４条第２号 再掲）。 【令和２年度】 ・委員会審査において議員間討議を行った。 ・財務常任委員会では、新年度予算事業に対し、ホームページ上で意見募集したものを審議に反映した（第4条第2号 再掲）。
	3	委員会は、議会の閉会中においても、市民等との情報共有及び意見の聴取のため、必要に応じて意見交換等を行うように努めるものとする。	・インボイス制度についての請願が継続審査となり、商工会との意見交換会において意見を聴取した。	☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
	4	委員長は、委員会の十分な討議を保障し、公平公正な委員会運営に努め、委員長報告を自ら作成するとともに、質疑に対する答弁も責任をもって行わなければならない。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
第22条	（代表質問、委員会代表質問及び一般質問）						
	1	会派を代表する議員は、市長の所信表明及び施政方針に対して代表質問を行うことができる。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】 ・４会派全ての代表者が代表質問を行った。
	2	常任委員会を代表する議員は、所管事項の政策提案を積極的に行うため、委員会代表質問を行うことができる。		☐ 概ね達成 ☒ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・委員会代表質問には至らなかったが、協議検討等を行った。	・委員会代表質問後における執行機関側の対応について、検証、精査を行う。	【令和３年度】 ・３月定例会において、総務・産業建設常任委員会が、委員会代表質問を実施した。 【令和２年度】
	3	議員は、議案以外の質問を行うことにより、市長等の政治姿勢をただすなど、市政発展のために積極的な提起の場として一般質問を活用し、今後の課題を明確に示さなければならない。	・４回の定例会で延べ37名の議員が一般質問を行った。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・４回の定例会で延べ46名の議員が一般質問を行った。 【令和２年度】 ・４回の定例会でのべ49名の議員が一般質問を行った。
第23条	（議会事務局の機能）						
	1	議会事務局は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとする。	・陳情を請願並みに取り扱うことについて、全国市議会議長会への確認及び県内市議会の状況を調査した。 ・コロナ禍における行政視察の受入れについて、近隣市議会の状況を確認した。 ・議会だよりの音声版について、県内市議会の状況を確認した。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・９月定例会において、議案に対する監査委員への意見聴取を行うにあたり、議事運営方法について全国議長会に確認した。 ・オンライン会議等に対応できるよう、Web会議ツール有償版の導入に向けて調査・研究をした。 ・議会ホームページ内に、新たに子ども向けページを設置するにあたり、先進議会の調査・研究をした。 ・コロナ禍における近隣市議会の議会運営、対応等を調査・研究した。 【令和２年度】 ・決議、議員報酬の削減を提案する際、近隣市議会の動向等の調査を行った ・オンライン会議等、先進議会の調査・研究を行った。

議会基本条例			令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
	2	議会は、議会事務局の機能を強化するため、その体制の整備に努めるものとする。	・令和５年度職員配置要望で常勤の会計年度任用職員1名を要望した。 ・会計年度任用職員（秘書企画課派遣）について、議会事務局に派遣経験のある人が派遣されるよう要望し、また、その配置については必要な日数を確保した。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）	・平成23年、平成27年に提出した「議会事務局の人事に関する要望書」について議会内で情報共有した。	・事務局職員の増員を今後も継続して要望していく。	【令和３年度】 ・人事当局に事務局事務経験のある会計年度任用職員が派遣されるよう要望した。 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した。 【令和２年度】 ・同じ会計年度任用職員が配置されるよう人事当局に要望した。 ・会計年度任用職員の配置について、必要な日数を確保した（実績：年間41日）。
	3	議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとし、あらかじめ市長と協議を行うものとする。	・事務局職員人事に関し、市長と協議した。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・事務局職員人事に関し、市長と協議した。 【令和２年度】 ・４月の事務局職員人事に関し、市長と協議した。
	4	議会事務局の職員は、常に議会の活性化、充実及び発展を心掛け、行動するものとする。	・岩倉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について提案をした。 ・ホームページで公開している政務活動費の収支報告と領収書についてリンクをさせた（第9条 再掲）。 ・議会サポーターの活用として、議会だよりに関するアンケートの実施を提案した。 ・議会基本条例第6条に規定する「議員研修の充実強化」にあたり、各議員に研修等の情報提供を行った。 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・朝礼を実施する中で、職員間の情報共有及び業務の確認を行いながら、適正な議会事務となるよう努めた。 ・定例会において職員の担当業務を交代する日を設け、有事の際に対応できるよう事務局内の体制強化に努めた。 ・会議規則及び「岩倉市議会ふれあいトーク実施要綱」の一部改正について提案した。 ・「会派室等に設置されたパソコン使用に係る申し合わせ事項」、「岩倉市議会議員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の公表基準」等を提案した。 【令和２年度】 ・朝礼を行い、情報共有に努めている。 ・担当業務以外の業務経験を積む機会を設け、全体のレベルアップを図った。 ・防災服貸与規定をはじめ、政策提案の実施に関する要綱、議会動画のインターネット配信に関する要綱を提案した。
第24条（災害対応）							
	1	議員は、市民の生命及び財産を災害から保護するため、災害対策本部と共に防災活動を実施する。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）	コロナ禍において、執行機関の要請により、９月に開催予定の市防災訓練は規模縮小のため訓練に参加しなかった。		【令和３年度】 【令和２年度】
	2	議員は、災害が発生することが予想される際には、地域情報を把握するとともに災害対策本部と情報を共有し、災害の未然防止に努めなければならない。	・グループウェア（LINE WORKS）を活用し市の災害情報を共有した。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会で対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。 ・議場用の防災用折りたたみヘルメットの導入について検討した。 ・新型コロナウイルス感染症対策として、行政視察の受入れ並びに先進地への行政視察及び政務活動費による視察・研修等判断基準を策定した（6条 再掲）。 【令和２年度】 ・新型コロナウイルスに対して、新型コロナウイルス感染症対策支援特別委員会を設置し対策本部との情報共有に努めるとともに要望書等を提出した。
	3	議員は、災害対策、人命救助等に関わる各種講習会には積極的に参加し、知識技能の習得に努めなければならない。	・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・２月１日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 ・７月に普通救急救命講習会を受講した。 ・12月定例会において、議場でシェイクアウト訓練を実施した。 ・２月１日に災害用伝言ダイヤルの実施訓練を行った。 【令和２年度】
	4	議長は、災害が発生した場合においては、速やかに議会を開催し、予算審議、関連条例等に対応し、地域住民の協力を仰ぎ、１日も早い復旧に尽力するとともに、市民生活の安定維持に努めなければならない。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 ・議会BCPを策定した。 【令和２年度】 ・議会BCP（案）を策定した。

議会基本条例			令和４年度の実績等	評価	特記事項	課題、今後の取組等	過去の実績等
第25条（議員の政治倫理）							
	1	議員は、高い倫理観が求められていることを自覚し、主権者である市民の厳粛な信託を受け、市民全体の奉仕者として、公正、誠実、清廉を基本として、その使命の達成に努めなければならない。		☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
	2	議員の政治倫理に関しては、別に定めるところによる。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】 ・条例の見直しに向け、他市の条例を調査した。
第26条（他の条例等との関係）							
		この条例は、議会に関する基本的事項を定めるものであり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例に反してはならない。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
第27条（検証及び見直し）							
	1	議会は、この条例の目的が達成されているかを、特別委員会において年１回以上検証するものとする。	・12月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和５年１月13日及び1月27日に検証を行った。	☒ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☐ その他（対象外）		・第三者評価の導入	【令和３年度】 ・３月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和４年３月28日、４月５日及び４月８日に検証を行った。 【令和２年度】 ・３月定例会において、議会基本条例検証特別委員会を設置し、令和３年３月29日、４月２日、及び４月７日に検証を行った。 ・市議会サポーターにも検証してもらうこともあり評価シートを見直し充実させた。 ・事前にセルフチェックできるシートを配布し実施した。
	2	前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め、特別委員会において適切な措置を速やかに講ずるものとする。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】
	3	議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。		☐ 概ね達成 ☐ 一部達成 ☐ 未達成 ☒ その他（対象外）			【令和３年度】 【令和２年度】

◎ 特記事項
・